

ユーラシア特許庁

特許条約規則

2005年11月14日から18日までのユーラシア特許機構の管理評議会第17回(第20定例)会
議で採択された改正及び追加

2005年11月18日施行

目次

第I章 一般規定

第1規則 規則の対象

第2規則 基本用語の解釈

第II章 実体特許法

第3規則 発明の特許性の基準

第4規則 発明の単一性の要件

第5規則 2以上の出願人によるユーラシア出願

第6規則 優先権

第7規則 資格を有さない者によるユーラシア出願の提出の効果

第8規則 ユーラシア出願及びユーラシア特許において発明者として記載される権利

第9規則 ユーラシア特許を受ける権利

第10規則 仮保護の権利

第11規則 発明の内容の開示

第12規則 実施の場合のクレームの解釈

第13規則 ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転

第14規則 ユーラシア出願の手續における秘密保持

第15規則 ユーラシア特許の翻訳文の提出

第16規則 特許発明の排他的権利及びユーラシア特許の有効期間

第17規則 ユーラシア特許の侵害

第18規則 ユーラシア特許の侵害に対する責任

第19規則 ユーラシア特許の侵害とならない行為

第20規則 先使用者の権利

第20規則の1 後使用者の権利

第III章 手續特許法

第21規則 ユーラシア出願に関する一般的要件

第22規則 願書に関する要件

第23規則 明細書に関する要件

第24規則 クレームに関する要件

第25規則 発明の多様な群

第26規則 図面及びその他の資料に関する要件

第27規則 要約に関する要件

第28規則 使用してはならない表現

- 第 29 規則 ユーラシア出願に関する様式上の要件
- 第 30 規則 代理
- 第 31 規則 ユーラシア特許代理人に関する要件
- 第 32 規則 ユーラシア特許代理人の認証及び登録
- 第 33 規則 ユーラシア出願の出願日の付与
- 第 34 規則 国内官庁によるユーラシア出願の手續及び送達
- 第 35 規則 国内法に基づく要件
- 第 36 規則 優先権主張の手續
- 第 37 規則 ユーラシア特許庁により許容される期間
- 第 38 規則 期間の計算
- 第 39 規則 権利の回復
- 第 40 規則 手数料及びその他の料金
- 第 41 規則 ユーラシア出願の方式審査
- 第 42 規則 特許調査
- 第 43 規則 調査報告
- 第 44 規則 ユーラシア出願及び特許調査報告の公開
- 第 45 規則 ユーラシア出願及び特許調査報告の公開の方式及び内容
- 第 46 規則 ユーラシア出願の実体審査の請求
- 第 47 規則 ユーラシア出願の実体審査
- 第 48 規則 ユーラシア特許庁による決定に対する審判請求
- 第 49 規則 ユーラシア特許を取得するための手續における出願人の権利
- 第 50 規則 ユーラシア特許の公告
- 第 51 規則 ユーラシア特許の付与
- 第 52 規則 重複保護の排除
- 第 53 規則 ユーラシア特許の行政上の取消
- 第 54 規則 ユーラシア特許の無効
- 第 55 規則 ユーラシア特許の放棄
- 第 56 規則 ユーラシア特許の効力喪失
- 第 57 規則 ユーラシア特許の訂正
- 第 58 規則 ユーラシア特許の登録
- 第 59 規則 ユーラシア特許庁公報
- 第 60 規則 ユーラシア出願の国内特許出願への変更
- 第 61 規則 ユーラシア出願及びユーラシア特許に関するファイル閲覧の手續
- 第 62 規則 ユーラシア出願及びユーラシア特許に関するファイルの保管
- 第 62 規則の 1 ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録

第 IV 章 国際出願の提出及び審査

- 第 63 規則 ユーラシア特許制度の枠組みにおける国際出願
- 第 64 規則 受理官庁としてのユーラシア特許庁
- 第 65 規則 国際出願の提出
- 第 66 規則 国際公開

- 第 67 規則 指定官庁としてのユーラシア特許庁
- 第 68 規則 選択官庁としてのユーラシア特許庁
- 第 69 規則 国際調査機関及び国際予備審査機関としてのユーラシア特許庁
- 第 70 規則 国際調査報告
- 第 71 規則 指定官庁又は選択官庁としてのユーラシア特許庁による国際出願の審査

第 V 章 雑規定

- 第 72 規則 情報提供業務
- 第 73 規則 法的相互援助

第 VI 章 最終規定

- 第 74 規則 手続行為に関する書類の様式
- 第 75 規則 本規則の施行

第 I 章 一般規定

第 1 規則 規則の対象

ユーラシア特許条約第 3 条(3) (vii)に従い、ユーラシア特許機構の管理評議会により採択された本特許規則(以下「本規則」という)の規定は、ユーラシア特許条約第 14 条及び第 19 条に従い、ユーラシア出願の提出及び処理、ユーラシア特許の付与並びにユーラシア特許により与えられる保護に関する法的関係を定める。

第 2 規則 基本用語の解釈

本規則の適用において、

「条約」とは、1994 年 9 月 9 日モスクワで制定されたユーラシア特許条約をいう。

「機構」とは、条約第 2 条(1)にいうユーラシア特許機構をいう。

「ユーラシア特許庁」とは、条約第 2 条(3)にいうユーラシア特許庁をいう。

「締約国」とは、条約の締約国をいう。

「管理評議会」とは、条約第 2 条(3)にいう管理評議会をいう。

「管理評議会議長」とは、条約第 3 条(3) (ii)に基づいて選出された議長をいう。

「ユーラシア特許庁長官」とは、条約第 2 条(4)による機構の最高業務執行者であって、条約第 3 条(3) (iii)に基づいて任命された者をいう。

「国内官庁」とは、条約第 15 条(1) (ii)による締約国の国内特許庁をいう。

「出願人」とは、ユーラシア出願を提出する者であって、条約第 7 条(2)によるユーラシア特許を付与される資格があるとみなされる者をいう。

「出願人の代理人」とは、条約第 15 条(12)に従ってユーラシア特許庁において出願人の代理をする者をいう。

「ユーラシア出願」とは、条約第 15 条(1)に基づいて提出されたユーラシア特許の付与を求める出願、又は特許協力条約に従って提出された国際出願で、ユーラシア特許を取得する目的での締約国の指定を含むものをいう。

「ユーラシア出願の公開」とは、条約第 15 条(4)に規定する公開をいう。

「単一手続手数料」とは、条約第 15 条(2)にいうユーラシア出願の提出、調査、公開その他の処理のための手数料をいう。

「ユーラシア特許」とは、条約第 15 条に従い、ユーラシア特許庁により付与された特許をいう。

「特許所有者」とは、条約第 9 条に従い、特許発明に対する排他的権利を有する者をいう。

「願書」とは、ユーラシア特許の付与を求める願書をいう。

第 II 章 実体特許法

第 3 規則 発明の特許性の基準

(1) 条約第 6 条に従い、ユーラシア特許は、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な発明に対して付与される。

発明は、先行技術によって予測することができない場合は、新規であるとみなす。先行技術の個々の要素は、当該発明の新規性を決定する目的に限り、個々に考慮に入れることができる。

先行技術は、ユーラシア出願の出願日の前又は、優先権が主張されている場合はその出願の優先日の前に、世界において入手可能なすべての種類の情報からなる。

出願又はその出願に付与されたユーラシア特許が後に所定の方法で公開され、かつ、上記出願の出願日又は、優先権が主張されている場合はその優先日が、上記第 3 段落で規定された日の前であることを条件として、発明の新規性を決定する目的のためには、先行技術は、ユーラシア特許の付与を求めるすべての出願の当初提出した内容を含むものとみなす。国際出願の内容は、第 71 規則(1)の要件が満たされている場合は、その出願の出願日現在の先行技術又は、優先権が主張されている場合はその優先日現在の先行技術を含む。

発明は、先行技術を顧慮して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなす。

発明は、工業、農業若しくは公衆衛生又は人間活動におけるその他の分野に適用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなす。

(2) 発明に関する情報であって、特許性に影響を与える可能性があるものの開示は、その発明の内容に関する情報が、ユーラシア出願の出願日又は主張される優先日の前 6 月の期間より早くない時期に発明者若しくは出願人、又は発明者若しくは出願人から直接又は間接に当該情報を得た何れかの者により、公衆に利用可能にされた場合は、特許性に影響を与えない。開示の状況の証明責任は出願人が負う。

(3) 次のものは、それ自体では、発明とはみなされない。

- － 発見
- － 科学の理論及び数学的方法
- － 情報の提示
- － 経済的組織及び経営の方法
- － 記号、計画及び規則
- － 精神的な行為を行う方法
- － アルゴリズム及びコンピュータ・プログラム
- － 集積回路の回路配置
- － 構造物及び建築物並びに土地開発の企画及び計画
- － 工業製品の外見のみに関する美的要件を満足することを目的とした解決方法

(4) ユーラシア特許は、次のものには付与されない。

- － 植物の品種及び動物の品種
- － 公の秩序又は善良の風俗を保護する目的(人及び動物の生命及び健康の保護並びに植物の保護を含む)で、又は環境に重大な損害が生じることを防止するために、商業利用を阻止することが不可欠な発明。この点に関し、商業利用が 1 又は複数の締約国の法制において禁止さ

れていることのみを理由に、商業利用をここにいう利用とみなしてはならない。

第4規則 発明の単一性の要件

ユーラシア出願は、1の発明のみに関連するか、又は単一の発明概念を形成するように結び付いている一群の発明に関連するものでなければならない。

単一のユーラシア出願が一群の発明に関連している場合において、これらの発明が、1以上の同一又は対応する特別の技術的特徴により、技術的に関連していることが実証されたときに限り、発明の単一性の要件を満たしたものとみなす。「技術的特徴」とは、クレームされた各発明による先行技術に対する寄与を決定する技術的要素をいう。

この要件が満たされていない場合は、当該出願人は、前段落に規定する発明の単一性の要件を満たす1の発明又は一群の発明にユーラシア出願を限定することが必要とされ、かつ、単一性の要件を満たすその他の発明又は発明群について、1以上のユーラシア分割出願を提出することができる。

第5規則 2以上の出願人によるユーラシア出願

ユーラシア出願は、2以上の出願人が提出することができる。

ユーラシア特許の付与手続に参加することを1の出願人が拒否することは、他の1又は複数の出願人が手続に参加することを妨げない。

第6規則 優先権

(1) 出願人は、工業所有権の保護に関するパリ条約の何れかの締約国若しくは世界貿易機関の何れかの加盟国において又はかかる国の何れかに関して提出された1以上の先の出願を基礎とした優先権を決定するよう請求することができる。

発明の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約第4条に従って、先の出願の出願日より決定することができる。ただし、ユーラシア出願が上記出願日から12月以内にユーラシア特許庁に提出されていることを条件とする。

優先権を主張するユーラシア出願は、出願人の管理を超える事由により、上記期間内に提出することができなかつた場合は、2月を超えない期間に限り当該期間を延長することができる。

(2) 発明の追加の事項がクレームに記載された発明の内容を変更しているものと認められるため、考慮に入れることができない旨の通知を出願人に送付した日から4月以内に、その追加の事項がユーラシア分割出願として出願人により提出される場合は、発明の優先権は、発明の追加の事項の受領の日により決定することができる。

(3) 発明の優先権は、当該発明が開示された先の出願をしたのと同じ出願人によるユーラシア特許庁又は国内官庁に対する出願の日により決定することができるが、ただし、当該優先権を主張する出願が当該出願日から12月以内に提出されたことを条件とする。この場合、先の出願は取り下げられたものとみなす。

発明の優先権は、既に先の優先権が主張された出願の出願日より決定することはできない。

(4) 発明の分割出願を対象にした優先権は、第49規則(6)を考慮に入れて、同一の出願人による原ユーラシア出願の優先日に基づいて決定することができる。

(5) 発明の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の何れかの締約国の領域において

準備された公式又は公認の国際博覧会において発明を包含する物品の公開が開始された日に基づいて決定することができる。ただし、この発明を対象にしたユーラシア出願が当該日から6月以内に提出された場合において、展示された物品において当該発明が開示されたことを条件とする。この場合は、(1)に定める期間は延長されない。

(6) 単一のユーラシア出願又は各単一のクレームは、2以上の先の出願を基礎として、これら先の出願が異なる国に提出されたかを問わず、優先権が与えられることが可能である。この場合、始期が当該優先日により決定される期間は、最先の優先日から計算される。

(7) 1以上の先の出願を基礎とした優先権が認められた場合は、当該優先権は、クレームされて優先権が主張されている発明の特徴のうち、先の出願に含まれている特徴のみに及ぶ。

(8) 優先権が主張されている発明の一定の特徴は、先の出願のクレームに含まれていない場合は、先の出願の他の構成部分において言及されていれば、優先権を付与するために十分とする。

第7規則 資格を有さない者によるユーラシア出願の提出の効果

(1) 締約国の裁判所又はその他の所管官庁が行った決定により、ユーラシア出願の対象である発明の発明者として又はユーラシア出願を提出する資格を有する者として当該出願人以外の者が認定された場合であって、その者がユーラシア特許に対する自己の権利をその出願人に譲渡していなかったときは、上記の者は、ユーラシア特許が未だ付与されていないことを条件として、その決定の効力が生じてから3月以内に次のことを行うことができる。

－ 所定の手数料を納付することを条件として、当該出願人に代わり、ユーラシア出願を自己のものとしてその手続を継続する。

－ 同一の発明について、最初の出願の出願日及び優先日を保持しつつ、新しいユーラシア出願を提出する。この場合、最初の出願は、新しいユーラシア出願がユーラシア特許庁によって受領された日に取り下げられたものとみなす。

－ 資格を有さない者により提出されたユーラシア出願を取り下げる。

(2) ユーラシア特許における発明者又は特許所有者についての間違っただけの記載を理由にユーラシア特許の有効性に異議が申し立てられている手続の期間に、締約国の裁判所又はその他の所管官庁による決定により発明者又は特許所有者と認定された者は、場合に依り、発明者として記載されること又は自己の名義でユーラシア特許が付与されることを求めることができる。ただし、所定の手数料を納付することを条件とする。

第8規則 ユーラシア出願及びユーラシア特許において発明者として記載される権利

発明者は、ユーラシア出願及びユーラシア特許に発明者として記載される権利を有する。当該発明者は、ユーラシア出願又はユーラシア特許の公開の技術的な準備が完了する前に、発明者として記載される権利を放棄する旨の宣言書をユーラシア特許庁に提出することによって、ユーラシア特許庁の刊行物にそのように記載される権利を放棄することができる。

当該発明者は、同じ期間内において当該放棄を取り下げることができる。

第9規則 ユーラシア特許を受ける権利

(1) ユーラシア特許を受ける権利は、条約第7条(1)の規定に従うことを条件として、発明者又はその権利承継人に属する。

(2) 創作的活動を行った結果として発明を生み出した自然人は、発明者として認められる。発明が2以上の自然人による共同の創作的活動の結果である場合は、共同したそれらすべての自然人が発明者として認められる。この場合は、ユーラシア特許を取得する権利は、それらの発明者又はそれらの権利承継人に属する。

(3) 2以上の発明者が互いに独立して同一の発明をした場合は、ユーラシア特許を受ける権利は、先の出願日又は先の優先日を有するユーラシア出願をした発明者又はその権利承継人に属する。

第10規則 仮保護の権利

(1) 出願されたユーラシア出願に係る発明は、公告されたクレームの範囲内で、すべての締約国の領域において、当該出願の公開日とユーラシア特許の公告日との間の期間において、仮保護の権利を享受する。

(2) 特許協力条約に基づいて出願された国際出願から生じる仮保護の権利の効力は、第66規則に従うことを条件として、当該国際出願の国際公開日から生じる。

(3) ユーラシア特許の公告日から、当該特許所有者は、関係締約国の国内法に従って、(1)に規定する期間内にクレームされた発明を実施した者に対して相応の補償を請求する権利を有する。

(4) 仮保護の権利は、ユーラシア特許の付与が拒絶され、かつ、審判の可能性が消滅した場合、又はユーラシア出願が取り下げられたとみなされた場合は、存在しなかったものとみなす。

第11規則 発明の内容の開示

(1) ユーラシア出願は、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明瞭かつ完全な態様で、発明の内容を開示しなければならない。

(2) ユーラシア出願が、微生物の株又はその株の使用を含む方法に関連する場合において、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明瞭かつ完全な態様で当該発明を開示することができず、また、その株を自由に入手することができる手段がないときは、その出願は、1977年4月28日の特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約により権限のある寄託当局、又は管理評議会において承認されたその他の寄託機関にその微生物の株が寄託されていることを証明する情報又は書類を含まなければならない。その寄託は、ユーラシア出願の出願日より遅くない時期に行わなければならない。

第12規則 実施の場合のクレームの解釈

(1) ユーラシア特許により与えられる法的保護の範囲は、クレームにより決定される。

(2) 条約第10条に従い、ユーラシア特許により与えられる法的保護の範囲を決定するに当たっては、明細書及び図面は、クレームを解釈するためののみ用いる。

独立のクレームに含まれる発明のすべての特徴、又はそれと同等の特徴であって、ユーラシア出願の出願日に先行して知られ、又は優先権が確立されている場合はユーラシア特許により保護されている発明の優先日の前に知られているようなものを十分に考慮に入れなければならない。

(3) クレームの解釈は、明瞭又は明確でないクレームの特徴を明確にするのに利用するばかり

りでなく、クレームの完全かつ実際の範囲を決定することにも利用するものと解さなければならない。

(一般的発明概念を特定するために明細書及び図面全体を考慮に入れる場合に、)文字どおりの解釈(限定的)及び広い解釈は、相関させたときに極端なものにならないようにしなければならない。

第13規則 ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転

(1) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転は、権利承継手続に基づいて又はその他の方法により、権利の譲渡として行うことができる。

(2) ユーラシア出願に係る権利の移転は、すべての締約国に関してのみ効力を有する。

(3) ユーラシア特許に係る権利の移転は、有効期間の間、当該ユーラシア特許が有効であるすべての締約国についてのみ効力を有する。

(4) ユーラシア出願又はユーラシア特許に基づく権利は、その全部又は一部を移転することができる。

(5) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転は、利害関係人の書面による請求に基づき、ユーラシア特許庁により登録されるものとする。このためには、当該権利の移転を証明する書類を提出しなければならない。

ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転は、所定の手数料が納付されたことを条件として、登録される。

(6) ユーラシア出願又はユーラシア特許に関する譲渡契約は、書面により締結され、かつ、関係者により署名されなければならない。

ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の譲渡は、ユーラシア特許庁に登録された後に限り、第三者に対して効力を生じる。

何れかの契約の一部において、特に、共同活動に関する創設書類又は契約の中において、定められたユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の譲渡は、ユーラシア特許庁にも登録しなければならない。

(7) ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願に係る権利の移転に関連する書類を当該出願資料に含める。

ユーラシア出願が既にユーラシア特許庁公報において公開されている場合は、当該ユーラシア出願に係る権利の移転に関する情報を当該公報において公告する。

(8) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許に係る権利の移転の登録の詳細をユーラシア特許登録簿に記入し、かつ、それと同じ情報をユーラシア特許庁公報において公告する。

(9) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利は、法令において出願又は特許に係る権利の譲渡を規定している締約国に関する場合に、譲渡することができる。

利害関係人の請求により、かつ、所定の手数料が納付されたことを条件として、ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の譲渡を登録する。

ユーラシア出願に係る権利は、譲渡契約が締結された日から譲渡されるものとする。ユーラシア特許に係る権利は、譲渡契約が締結された日若しくは譲渡契約において指定された日又はユーラシア特許の譲渡の所有者若しくはユーラシア特許庁への移転の日から譲渡されるものとする。

書面により締結され、かつ、当事者により署名されたユーラシア出願又はユーラシア特許に

係る権利についての譲渡契約には、契約の対象及びその評価、その本質的特性、譲渡により保証される義務が履行されるべき範囲及び期間並びに譲渡されるユーラシア特許が存在する場所を記載しなければならない。

譲渡を行う者(出願人又は特許所有者)は、契約に別段の定めがない限り、譲渡に基づく義務を履行するために、当該ユーラシア出願又はユーラシア特許を実施することができる。

ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の譲渡の登録に関する情報を公告するものとし、また、ユーラシア出願に関するこの情報は、ユーラシア出願と同時に公開又はユーラシア出願の公開の後に公告するものとする。

(10) ユーラシア特許を実施する権利を付与するライセンス契約は、ユーラシア特許が効力を有する締約国の国内法令に基づいて登録されるものとする。

(11) 締約国の国内官庁は、ユーラシア特許に関するすべての登録されたライセンス契約を四半期ごとにユーラシア特許庁に報告する。

(12) ユーラシア特許庁は、国内官庁により登録されたライセンス契約の詳細をユーラシア特許登録簿に記入し、かつ、それに対応する情報をユーラシア特許庁公報において公告する。

(13) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許に係る権利のすべての登録された移転を四半期ごとに締約国の国内官庁に報告する。

第 14 規則 ユーラシア出願の手続における秘密保持

(1) ユーラシア出願の手続においては、出願人の請求若しくは許可又は裁判所の請求による場合を除いては、国内官庁及びユーラシア特許庁は、ユーラシア出願の公開前に第三者による当該出願の閲覧を許してはならない。

この関係では、「閲覧」という用語は、個人的な伝達及び通常の公開を含めて、あらゆる手段による閲覧を含むものと解する。

(2) ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願の公開前に、第三者の請求があったときに、かつ、所定の手数料が納付されたことを条件として、次の情報を提供するものとする。

－ ユーラシア出願の番号

－ ユーラシア出願の出願日及び、優先権が主張されている場合は優先日、先の出願が提出された国並びに当該先の出願の番号

－ 出願人の名称

(3) ユーラシア特許庁は、第 49 規則(6)に従うユーラシア分割出願又は第 7 規則(1)第 3 段落に従って提出されたユーラシア出願が公開された場合は、原ユーラシア出願の公開前に、当該原出願の閲覧を許すものとする。

第 15 規則 ユーラシア特許の翻訳文の提出

何れの締約国も、条約第 13 条(3)に従って、当該締約国の国内裁判所又はその他の所管官庁からの要請を原告が受領した日から 3 月より短くない当該締約国により規定された提出期間内に当該締約国の公用語によるユーラシア特許の翻訳文を提出することを原告に請求することができる。

第 16 規則 特許発明の排他的権利及びユーラシア特許の有効期間

(1) 条約第 9 条に従ってユーラシア特許により付与された発明に係る排他的権利は、条約第

13 条及び第 14 条に従うことを条件として、条約第 15 条(11)に指定する日から、特許所有者に属し、かつ、当該締約国の国内法に従って当該締約国の領域において効力を有する。

同一のユーラシア特許につき 2 以上の所有者が存在する場合は、当該特許発明の実施に関するこれら所有者間の関係については、関係締約国の国内法が適用される。

(2) 条約及び本規則に規定する場合を除いては、何人も、ユーラシア特許所有者の同意なしには当該特許の内容を構成する発明を実施する権利を有さない。

(3) 製造方法に対して付与されたユーラシア特許の効力は、その方法によって直接得られた物にも及ぶ。新規の物は、反証がない場合は、特許を付与された方法によって得られたものとみなす。

(4) 相互に関係のあるユーラシア特許所有者間の関係については、関係締約国の国内法が適用される。

(5) 条約第 11 条に記載されたユーラシア特許の有効期間は、国内特許の有効期間の延長を法令で規定している締約国について、延長することができる。かかる締約国を対象とするユーラシア特許の有効期間は、当該締約国の法令が国内特許の有効期間の延長について定める要件及び手続に従って、ユーラシア特許庁により延長される。

(6) ユーラシア特許の有効期間の延長について、規定の申請手数料を納付しなければならない。

第 17 規則 ユーラシア特許の侵害

次の行為は、条約第 13 条(1)にいう、当該特許所有者の排他的権利の侵害を構成する。

- ユーラシア特許により保護される物の製造、使用、輸入、販売の申出、販売、若しくはその他あらゆる形態で市場に出すこと又はその目的での貯蔵
- ユーラシア特許により保護される方法の実施、又はその方法の実施の申出
- ユーラシア特許により保護される方法により直接得られた物の使用、輸入、販売の申出、販売、若しくはその他あらゆる形態で市場に出すこと、又はその目的のための貯蔵

第 18 規則 ユーラシア特許の侵害に対する責任

(1) 特許所有者の排他的権利の防御は、次の救済措置により行われる。

- 権利を侵害する行為及び権利を侵害する虞のある行為の排除
- 損害賠償金の裁定
- 精神的損害に対する賠償
- 締約国の国内法に規定するその他のあらゆる救済措置

(2) 条約第 13 条(2)に従うことを条件として、ユーラシア特許の侵害に対する訴訟は、自己の権利の侵害を知った日又は知っているべき日から 3 年以内に提起することができる。

(3) ユーラシア特許の侵害に対する訴訟は、特許所有者が提起しなければならない。

ライセンス契約において別段の定めがある場合を除いて、排他的実施権者もまた、侵害者に対して訴訟を提起することができる。

何れの実施権者も、特許所有者に対して訴訟を提起するよう請求し、かつ、特許所有者が 1 月以内に訴訟を提起しなかったときは、ユーラシア特許の侵害者に対して訴訟を提起することができる。

その場合、特許所有者は、実施権者が提起したユーラシア特許の侵害に係る訴訟手続に参加

することができる。

何れの実施権者も、裁定された損害賠償金の自己の取り分を受け取るために、特許所有者が提起したユーラシア特許の侵害に係る訴訟手続に参加することができる。

第 19 規則 ユーラシア特許の侵害とならない行為

次に掲げる特許発明の実施の場合は、ユーラシア特許の侵害を構成しない。

- － 締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ同盟の加盟国の輸送手段の建設又は操作における実施であって、当該発明が専ら上記輸送手段の必要性のために実施されることを条件として、当該輸送手段が一時的又は偶発的に当該締約国の領域に入った場合
- － 科学的研究及び実験を目的とする実施
- － 薬局における医療処方に基づく薬剤の随時の調製のための実施
- － 営利を目的としない個人的な実施
- － ある物が特許所有者自身又はその同意を得て市場に出された後での、ユーラシア特許が有効であって、当該物が市場に出されていた締約国における当該物の使用

第 20 規則 先使用者の権利

(1) 何れの自然人、法人又はこれに類する組織も、発明の出願日又は優先権が設定されている場合は発明の優先日の前に、締約国の領域において善意で、同一の解決方法を実施していたとき又はその実施のために必要な準備をしてきたときは、その範囲を広げないことを条件として、無償で当該実施を続行する権利を保持する。

先使用者の権利は、同一の解決方法が実施され又はかかる実施のために必要な準備がなされてきた製造設備と共にする場合に限り、他の自然人、法人又はこれに類する組織に移転することができる。

(2) 先使用者の権利は、その先使用が行われてきた締約国の領域に限り適用される。

第 20 規則の 1 後使用者の権利

(1) 何れの自然人、法人又はこれに類する組織も、条約第 15 条(4)に従って公開されたユーラシア出願又は付与されたユーラシア特許に係る権利が消滅した日から第 39 規則(1)及び第 39 規則(2)に基づくユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の回復に関する情報の公告日までの期間中に、善意で、締約国の領域において、当該発明又は同一の解決方法の実施を開始し、又はかかる実施のために必要な準備をしてきた場合は、その範囲を広げないことを条件として、無償でこの発明又はこれと同一の解決方法の実施を続行する権利を保持する。後使用者の権利は、発明又はこれと同一の解決方法が実施され又はかかる実施のために必要な準備がなされてきた製造設備と共にする場合に限り、他の自然人、法人又はこれに類する組織に移転することができる。

(2) 後使用者の権利は、その後使用が行われてきた締約国であって、国内法においてかかる権利を規定しているものの領域に限り適用される。

第 III 章 手続特許法

第 21 規則 ユーラシア出願に関する一般的要件

(1) ユーラシア出願は、ユーラシア特許庁が定める、紙面による文書で又は電子方式を含め、他の方式で提出することができる。

(2) 電子出願をされたユーラシア出願の内容は、紙面によるユーラシア出願のものと同じでなければならない。

(3) 電子出願をされたユーラシア出願の法律上の地位は、紙面によるユーラシア出願のものと同じでなければならない。

(4) ユーラシア出願は、願書、明細書、クレーム、当該発明の内容を理解するために不可欠な場合は図面又は他の資料、要約、並びに本規則及び機構の他の基準設定文書に規定される他の資料を含むものとする。

ユーラシア出願には、所定の単一手続手数料の支払を証明する書類、及び当該出願が出願人の代理人により提出される場合は委任状を添付しなければならない。

ユーラシア特許庁は、出願に含まれる何れの書類に関しても、その書類の真正性又はその書類のロシア語への翻訳文の正確性を疑う理由がある場合は、証拠の提出を求めることができる。

(5) 願書には、次を含むものとする。

- － 発明に係るユーラシア特許の付与を求める申請
- － 発明の名称
- － 出願人の姓、名、もしあれば父称、及び／又は法人名称、住所、並びにその他の関連データ
- － 発明者に関する姓、名、もしあれば父称、及びその他のデータ
- － 通信宛先

該当する場合、ユーラシア特許の付与を求める願書は、次を含むものとする。

- － 第 36 規則により定める優先権の主張
- － 当該ユーラシア出願が分割ユーラシア出願として提出される旨の陳述
- － 当該出願が第 7 規則(1)第 3 段落に従って提出される旨の陳述
- － ユーラシア出願を提出する権利を生じる根拠の陳述

(6) 明細書には、当該技術の熟練者が当該発明を実施するのに十分な明瞭かつ完全な態様で、当該発明を開示しなければならない。

(7) クレームには、発明の内容を明記し、かつ、発明の本質的特徴を記載しなければならない。クレームは、明瞭かつ簡潔でなければならない、かつ、当該明細書に基づくものでなければならない。

(8) 要約は、技術情報とすることのみを目的とし、かつ、他の如何なる目的でも考慮に入れてはならず、特に、求められている保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはならない。

(9) 願書は、ロシア語による。ユーラシア出願の他の書類は、ロシア語又は他の言語によることができる。ユーラシア出願の書類がロシア語以外の言語で提出された場合は、ロシア語による翻訳文を添付しなければならない。出願人は、他の言語による書類を含むユーラシア出願がユーラシア特許庁に受領された日から 2 月以内に、ロシア語による翻訳文を提出することができる。所定の追加手数料を納付することを条件として、出願人は、当初の 2 月の期

間の満了の日から2月以内に、ロシア語による上記翻訳文を提出する権利を有する。

(10) 条約第15条(1)(ii)に従ってユーラシア出願が国内官庁を通じて提出される場合は、条約第15条(2)にいう単一手続手数料の納付を証明する書類は、ユーラシア出願と同時に、又は第34規則(5)に定める期間内にユーラシア特許庁に提出しなければならない。

上記書類が上記の項に定める期間内に提出されない場合であっても、所定の追加手数料の納付を証明する書類が提出されることを条件として、その後2月以内に当該書類を提出することができる。

第22規則 願書に関する要件

(1) 願書は、ユーラシア特許庁からの承認のある印刷された様式で提出しなければならない、かつ、所定のすべての情報を含まなければならない。印刷された様式は、ユーラシア特許庁又は締約国の国内官庁から入手することができる。

(2) 願書は、出願人により又は、ユーラシア出願が代理人によって出願される場合は代理人により署名されなければならない。願書の署名には、署名者の姓及び頭文字を分かるように添えなければならない。

出願人が法人である場合、又は法人に類する組織である場合は、願書にはその完全な公式名称を含めなければならない、かつ、その役員の長又は正式に権限を与えられた者が署名しなければならない。

第23規則 明細書に関する要件

(1) 明細書には次の事項を記載する。

- － ユーラシア特許の付与を求める願書に記載されている発明の名称
- － 発明が関連する技術分野の特定
- － 背景技術の表示
- － 発明の開示
- － もしあれば図面における図及び他の資料の一覧
- － 発明の実施可能性を裏付ける情報

(2) 発明の名称は、発明の目的を述べるものでなければならない、かつ、その内容に対応するものでなければならない。名称は、明瞭かつ簡潔でなければならない(望ましくは10語以下)、また、奇抜な名称を含むものであってはならない。

発明が個々の化合物に関するものである場合は、発明の名称が発明の目的に言及しなくても差し支えない。

発明の名称は、当の用語が複数形でのみ用いられる場合及び1の一般構造式に包含される化合物群をいう場合を除き、単数形でなければならない。

(3) 「発明が関連する技術分野」と題される明細書の部分は、発明の適用分野を明記しなければならない。いくつかの適用分野がある場合は、主な分野のみを明記するものとする。

(4) 「背景技術」と題される明細書の部分は、出願人の知っている類似の発明に関する情報を提供するものでなければならない、望ましくは、本質的な特徴(原型)の表現において、クレームされている発明に最も近い解決方法を明記するものでなければならない。背景技術を反映している文献を十分に多く引用するものとし、かつ、用いられた情報の出所を記載しなければならない。

(5) 「発明の内容」の見出しの下での本文は、クレームされている解決方法により解決する対象とする技術的課題の理解を容易にするものでなければならない。出願人は、さらに、発明の実施により達成することができる技術的效果、及びクレームされている解決方法が背景説明より優れている点を明記しなければならない。

(6) 「図面の図及び他の資料の一覧」と題される明細書の部分は、図について簡潔に説明しなければならない。発明の内容を開示する他の資料が添付されている場合は、その内容について簡潔に記述しなければならない。

(7) 「発明の実施可能性を裏付ける情報」と題される明細書の部分は、技術的效果がどのようにして達成することができるかが発明の内容からは直ちに明白でない場合は、それについて説明しなければならない。

(8) ユーラシア出願にヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列に関する発明の開示が含まれている場合は、発明の明細書にこの配列を含めて、ユーラシア特許庁長官が定めた手続に従って機械可読情報媒体により提出しなければならない。

第 24 規則 クレームに関する要件

(1) クレームは、発明の内容の論理的定義を表示するものでなければならず、かつ、1 又は複数のクレームで表わされる発明を特徴付けるすべての技術的特徴を含むものでなければならない。

クレームの数は、クレームされる発明の特徴に照らして適正でなければならない。

クレームがいくつかある場合は、それらのクレームには、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。

(2) 出願には、1 又は複数のクレームを記載することができる。

単一のクレームは、一連の技術的特徴により 1 の発明を明確にするために用い、この技術的特徴は、発明の実施又は使用の特定の態様のためにさらに詳述又は改良はされていない。

多項クレームは、一連の技術的特徴により 1 の発明を明確にするため、又は一群の発明を特徴付けるために用い、この技術的特徴は、発明の実施又は使用の特定の態様のためにさらに詳述及び／又は改良されている。

1 の発明を特徴付ける多項クレームは、1 の独立クレームとその後に続く 1 又は複数の従属クレームからなる。

一群の発明を特徴付ける多項クレームは、複数の独立クレームからなるものとし、各々は群内の 1 つの発明を特徴付けており、必要な場合は、1 又は複数の独立クレームに従属する従属クレームを伴う。

(3) クレームは、発明の意図された目的を反映する包括的な用語を含み、発明の技術的特徴を当該特徴が特定することができるような表現で含むものでなければならない。各クレーム中の一連の技術的特徴は、記載された目的のために発明を実施する一方で、発明の明細書に表示されている技術的效果を達成するのに十分なものでなければならない。

発明の目的を反映する包括的な用語は、新規の化合物を特徴付けるクレームに含めてはならない。

独立クレームは、次のように構成しなければならない。

— 2 つの部分に分け、第 1 の部分は全体として先行技術の一部を構成する発明の技術的特徴を含め、第 2 の部分は、「という事実により区別された」若しくは「という点に特徴を有する」

との語句で始まる区別する部分であり、第1の部分の特徴と組み合わせて法的保護を請求する技術的特徴を含める。

又は、

－ 一連の技術的特徴を上記の部分に分けない。

各クレームは、原則として、1文として構成する。

何れかの種類の物体の使用に基づくクレームは、この物体を特定するのに十分なこの物体の特徴(特に技術的特徴)、この物体の新規の目的を反映する包括的な用語、及び発明の本質が当該物体の使用である旨の陳述も含まなければならない。

(4) クレームにおいては、発明の明細書又は発明の技術的特徴に関する図面に言及してはならない。ただし、これが絶対に必要な場合、特にヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列の一覧を記載するときは、この限りでない。

(5) ユーラシア出願が図面を含む場合において、クレームに記載されている技術的特徴の末尾に、その特徴に関する括弧を付した引用符号を付することが望ましい。ただし、それによりクレームを一層よく理解することができる場合に限る。

(6) 独立クレームは、1の発明についてのみ関連付ける。

従属クレームは、発明の実施又は使用の特定の態様において発明を特徴付ける特徴により、独立クレーム及び／又は従属クレームに記載された発明の一連の特徴を詳述及び／又は改良する。

発明の目的を反映する包括的な用語を構成する特徴は、従属クレームにおいて、独立クレームに含まれる目的を特定する又は精緻にすることによってのみ、詳述し及び／又は改良することができる。

ユーラシア出願は、独立クレームに記載された発明の特定の特徴を開示する適正な数の従属クレームを含むことができる。それは、たとえ従属クレームの特徴がそれ自体で独立の発明を構成し得る場合であっても同様である。

(7) ユーラシア出願を提出するための手数料を計算する際には、発明に含まれるクレームの数を考慮に入れる。

発明の最初の5クレームに関しては、条約第15条(2)に従って納付された単一手続手数料を考慮に入れる。

5番目のクレームの後の各クレームについて所定の手数料を納付するものとする。

納付を証明する書類は、単一手続手数料の納付を証明する書類の提出に係る第21規則(7)に規定される期間内に提出する。

所定の手数料の納付を証明する書類で上記第3段落に表示するものが期間内に提出されなかった場合は、手数料の納付を証明する書類の遅延提出に係る追加手数料の納付に関する書類が同時に提出されることを条件として、当該期間後2月以内に当該書類を提出することができる。

第25規則 発明の多様な群

(1) 第4規則に従うことを条件として、ユーラシア出願は、異なる範疇の発明の内容に関する独立クレームであって特に次のものを包含することができる。

－ 装置、物質又は微生物の株に関する独立クレーム、その装置を作るために又はその物質を得るために特に適する方法に関する独立クレーム、及びその装置、物質又は微生物の株の使

用に関する独立クレーム

－ 方法に関する独立クレーム, 及びその方法を実施するために特に適する装置に関する独立クレーム

－ 装置, 物質又は微生物の株に関する独立クレーム, その装置を作るために又はその物質を得るために特に適する方法に関する独立クレーム, 及びその方法を実施するために特に適する装置に関する独立クレーム

(2) ユーラシア出願は, 単一の包括的なクレームによっては容易に包含することができない同一カテゴリーの発明の内容に関する 2 以上の独立クレームを含めることができる。発明の変形を特徴付ける場合は特にそうである。

第 26 規則 図面及びその他の資料に関する要件

(1) 発明の内容の理解に不可欠な図面及びその他の説明資料は, 図式資料(すなわち, 図面それ自体, 線図, グラフ, 青写真, スケッチ, オシログラム等), 写真, 表又は線図の様式で提示しなければならない。

スケッチは, 明細書と図面又は線図を用いて示すことができない場合に提出するものとする。写真は, 一般に他の図式資料を補足するために用いる。

(2) 図式資料は, 丈夫で白く滑らかな紙に黒色で消すことができない輪郭の明瞭な線及び筆法で色又は濃淡をつけることなく製作する。

図面の縮尺及び明瞭性は, 3 分の 2 倍に縮小して複製をした場合に, すべての細部を困難なしに識別することができるようなものでなければならない。

数字及び文字とともに, 括弧, 円又は引用符を用いてはならない。数字及び文字の大きさは, 縦 3.2mm 以上とする。

図面には, 不可欠な場合における「水」, 「蒸気」, 「開」, 「閉」, 「AB 断面」のような単一又は複数の単語を除き, 本文の内容を記載してはならない。

原則として, 寸法を図面に記載してはならない。必要な場合は, 寸法は明細書に記載する。

図式資料には, 明細書の番号に対応する番号をアラビア数字により付さなければならない。

明細書に記載されていない引用符号は, 図面に用いてはならない。逆もまた同様である。

第 27 規則 要約に関する要件

(1) 要約は, 明細書, クレーム及び図面に含まれている開示の概要を含むものとする。概要は, 当該発明の属する技術分野及び/又はその用途の主要な分野, 並びに発明の要点がその名称から直ちに明白でない場合は得られた技術的効果を記載するとともに発明の要点を明記しなければならない。発明の要点は, 可能ならばその独立クレームのすべての本質的な特徴を反映しているクレームについての自由な説明の形で記述する。

(2) 適切な場合は, 要約には, ユーラシア出願に記載されている他のすべての化学式のうち発明の特徴を最も良く表すものを含めなければならない。

本文に図面への言及が含まれている場合は, 当該図面を要約に含める。

(3) 要約に含まれていて, ユーラシア出願の図面により説明されている本質的な特徴はそれぞれ, その後に括弧を付した引用符号を付記する。

(4) 要約は, 当該開示に許される限り簡潔でなければならない, かつ, 長さが 150 語を超えてはならない。

第 28 規則 使用してはならない表現

ユーラシア出願には、道徳又は公の秩序に反する表現又は図式による表示、出願人以外の特定の者の製品若しくは技術的方法若しくはかかる者の出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誹謗する陳述、又は状況からみて明らかに無関係若しくは不必要な陳述若しくはその他の事項を含めてはならない。

第 29 規則 ユーラシア出願に関する様式上の要件

(1) ユーラシア出願が条約第 15 条(1)(i)に基づいて提出される場合は、そのすべての書類は 3 通提出しなければならない。かつ、条約第 15 条(1)(ii)に基づいて提出される場合は、そのすべての書類を 4 通提出しなければならない。ただし、単一手続手数料の納付を証明する書類及びユーラシア特許庁に対する代理の委任状はこの限りでなく、これらの書類は両方とも 1 通提出するものとする。

当該出願書類の 4 通目の副本は、国内官庁で保管する。

(2) ユーラシア出願のすべての要素は、長期保管及び任意の部数を直接複製することができるようにして提出しなければならない。

用紙には、折り目、破れ目及び裂け目があってはならない。各用紙の片面のみを用いるものとする。

ユーラシア出願の各要素は、それぞれ新しい用紙に書き始める。ユーラシア出願のすべての要素は、しなやかで丈夫で白い、滑らかで光沢がなく、かつ、耐久性のある A4 判(210mm×297mm)の用紙に書く。

願書、明細書、クレーム及び要約を記載する用紙の最小限の余白は、次のとおりとする。

上端 20mm、左端 25mm、右端 20mm、下端 20mm

ユーラシア出願のあらゆる要素のすべての用紙には、2 枚目から、アラビア数字により連続番号を付さなければならない。

ユーラシア出願のすべての要素は、黒色でタイプするか又は印刷しなければならない。

願書、明細書、クレーム及び要約中のすべての本文部分については、1.5 スペースの行間隔とし、大文字の大きさが縦 2.1mm 以上の文字を用いるものとする。

図式記号、ラテン名、ラテン語及びギリシャ語のアルファベットの文字並びに数式又は化学式は、万年筆若しくはボールペンの黒色のインク又は墨により記すことができる。単一の式において、タイプ打ちされた又は印刷された部分と手書きの部分を組み合わせることは認められない。

第 30 規則 代理

(1) 条約第 15 条(12)にいう代理人の選任は、書面により発出された認証の要さない委任状を代理人に付与することによって、出願人、特許所有者又はその他の利害関係人が認めるものとする。

委任状は、出願人、特許所有者又はその他の利害関係人が署名しなければならない。かつ、締約国の領域における代理人の名称及び住所が表示してあるものとする。

代理人は、委任状により認められている場合、又は委任状を付与した者の利益を守るために止むを得ない事情がある場合は、委任状に記載された行為に係る責任を他の者に移転することができる。

出願人の代理人は、ユーラシア出願を提出する時に出願人が署名した出願様式にその旨の陳述を記載する代理人により選任されることも可能である。

異なる住所を有する複数の代理人を選任した場合は、委任状には通信のための住所を記載するものとする。

(2) 条約第15条(12)に規定するユーラシア特許弁護士によるユーラシア特許庁における強制代理の場合、それに係る委任状は、ユーラシア出願とともに、又はユーラシア特許庁によるユーラシア出願の受領の日から2月以内に、提出するものとする。

委任状は、ユーラシア特許庁に提出する書類(その提出との関係で特許所有者若しくは他の利害関係人により当該代理人を選任されるもの)とともに、又はユーラシア特許庁によるこの書類の受領の日から2月以内に、特許所有者又は他の利害関係人が提出する。

委任状は、定められた2月の期間内に提出されなかった場合でも、所定の手数料を納付することを条件として、提出が必要である旨の通知の送付の日から4月以内に提出することができる。

委任状又はこの委任状を提出する期間の延長を求める請求書が4月の期間内に提出されなかった場合は、ユーラシア出願は取り下げられたものとみなし、かつ、他の書類は提出されなかったものとみなす。

(3) 代理人の資格は、以前に作成された委任状(「包括委任状」)であって、提出された若しくは提出されるユーラシア出願に関してユーラシア特許庁に対して自己の利益を代理させるために出願人が当該人を選任したもの、又は自己に付与された若しくは付与されるユーラシア特許に関して特許所有者が当該人を選任したものにより認めることができる。

包括委任状が存在する場合は、ユーラシア出願及びユーラシア特許に関する代理人の資格は、包括委任状の写しを提出することにより証明することができる。

包括委任状の原本は、ユーラシア特許庁が保管する。

包括委任状の写しは、本条規則(2)に定める期間内に提出する。

(4) 代理人に与えられた権限の範囲内で代理人が行った如何なる行為も、及びユーラシア特許庁が代理人に関して行った如何なる行為も、出願人自身により又は出願人に関して行われた行為と同一の効果を有する。委任状において2以上の代理人を選任されている場合は、本規定は各代理人に適用される。

(5) 如何なる代理人の選任も、所定の手数料を納付したことを条件として、出願人、特許所有者又はその他の利害関係人の書面による請求により、変更することができる。

条約第15条(12)に従いユーラシア特許庁に対し2以上の出願人が同一の出願の手続を自ら行う資格を有する場合に、これらが共通の代表者を選任しなかった場合は、ユーラシア特許庁は、願書の最初に名称が記載されている出願人を共通の代表者とみなして、出願に関する通知をその出願人に送達する。

この規定は、単一ユーラシア特許に係る手続を行なう資格を有する1又は複数の特許所有者に関して、また、ユーラシア特許庁に対し手続を行うその他の利害関係人に関して、適切な方法で適用される。

(6) 出願人、特許所有者又はその他の利害関係人は、出願日の設定、(ユーラシア特許を有効に維持するための年金も含めて)手数料の納付、先の出願の写しの提出及び本項に記載する手続に関するユーラシア特許庁による通知の受領に係る手続に関して、ユーラシア特許庁に直接手続を行う資格を有する。

第 31 規則 ユーラシア特許代理人に関する要件

- (1) 条約第 15 条(12)に従い、国内官庁に対し代理人としての権利を有する何人も、ユーラシア特許代理人としてユーラシア特許庁に登録することができる。
- (2) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許代理人登録簿を保管しなければならない。
- (3) ユーラシア特許代理人に関する規則に基づいてユーラシア特許庁により登録された者は、ユーラシア特許代理人登録簿に登録される。

第 32 規則 ユーラシア特許代理人の認証及び登録

ユーラシア特許代理人の認証及び登録のための手続には、ユーラシア特許庁長官により承認されたユーラシア特許代理人に関する規則が適用される。

第 33 規則 ユーラシア出願の出願日の付与

(1) 国内官庁又はユーラシア特許庁は、ユーラシア出願の当該庁による受領の日をユーラシア出願の出願日として付与する。ただし、そのユーラシア出願がその日において少なくとも次のものを含むことを確認することを条件とする。

- (a) 当該出願においてユーラシア特許の付与が請求されている旨の陳述
- (b) 出願人を特定すること又は出願人と連絡をとることを可能にする情報
- (c) 外見上、発明の明細書と見られる部分

当該ユーラシア出願がこの要件を満たさない場合は、当該庁は、出願人にその旨を速やかに通知するものとし、かつ、欠落している書類(情報)を当該通知の送付の日から 4 月以内に提出するよう求めるものとする。

求められた書類(情報)が出願人により所定の期間内に提出されなかった場合は、当該ユーラシア出願は提出されなかったものとみなし、かつ、適切な通知を出願人に送付するものとする。

(2) (1)にいう各書類が同時に提出されなかった場合は、ユーラシア出願の出願日は、提出された最後の書類を国内官庁又はユーラシア特許庁が受領した日とされる。

(3) 出願人は、外見上明細書と見られる(1)(c)にいうユーラシア出願の部分の代わりに、出願日の認定の目的で、以前出願人が提出した原出願又は先の出願に言及することにより発明の明細書に代える旨の陳述書を提出することができる。陳述書は、ロシア語で作成するものとし、かつ、先に提出した出願の番号、当該出願の提出先である庁、及びその出願日を記載しなければならない。原出願又は先の出願を別の者が提出していた場合は、出願人の権利承継を証明する書類を陳述書に添付する。

このような陳述書がある場合は、出願人は、かかる陳述を含むユーラシア出願を国内官庁又はユーラシア特許庁が受領した日から 4 月以内に、先に提出した出願の認証謄本を提出しなければならない。

先に提出された出願がロシア語以外の言語により作成している場合は、その翻訳文も所定の期間内に提出しなければならない。

(4) 国内官庁又はユーラシア特許庁はユーラシア出願の出願日を付与する際に、(1)(c)に従って提出された明細書の部分又は図面であって、当該ユーラシア出願に言及されているものが欠落しているとみなす場合は、当該庁は、欠落している要素を通知の送付の日から 4 月以内に提出する必要があることを出願人に速やかに通知するものとする。

通知にいう要素が出願人からこの4月の期間内に提出された場合は、これらの要素は、当該ユーラシア出願に含めるものとする。国内官庁又はユーラシア特許庁がこれらの要素を受領した日を当該明細書又は図面の受領の日とみなす。

通知にいう要素が第36規則(1)に従って優先権が主張されているユーラシア出願に係る4月の期間内に提出された場合は、明細書又は図面を受領した日は、出願人の請求により、ユーラシア出願のこれらの要素を当該庁が最初に受領した日とみなす。ユーラシア出願の出願日は、次の場合、上記の方法により付与する。

－ 出願人が提出した明細書又は図面の欠落している部分がすべて先の出願に含まれている場合

－ 出願人が、ユーラシア出願書類を国内官庁若しくはユーラシア特許庁に提出した時に、又は本項第1段落にいう通知の当該庁への送付の日から2月以内に、願書を提出した場合

－ 出願人が、先の出願の出願日から16月、又はかかる写しの提出を要することの通知を国内官庁若しくはユーラシア特許庁が出願人へ送付した日から4月のうち何れか先に経過する期間内に、先の出願の提出先である庁により認証された先の出願の写しを提出した場合

－ 先の出願をロシア語以外の言語により作成しているときは、翻訳文の提出を要することの通知を出願人に送付した日から4月以内に、出願人が先の出願のロシア語への翻訳文を提出した場合

出願人が4月以内に本項第1段落にいう通知に対して応答を提出しなかった場合、又は当該通知にいう要素を提出しなかった場合は、明細書を受領した日を、(1)(c)に規定する外見上発明の明細書と見られるユーラシア出願書類の一部を国内官庁又はユーラシア特許庁が最初に受領した日とみなす。

(5) 以前提出した原出願又は先の出願の認証謄本は、当該出願若しくはその写しを既にユーラシア特許庁に提出している場合、又は当該出願をユーラシア特許庁が閲覧することができ、かつ、ユーラシア特許庁にとって受け入れ可能なデータベースに含まれている場合は、提出しないものとする。

第34規則 国内官庁によるユーラシア出願の手続及び送達

(1) ユーラシア出願が国内官庁に提出された場合は、国内官庁は出願日を付与し、また、ユーラシア出願の受領証明であって、出願日、国内官庁によって付与された登録番号、発明の名称並びに出願人及び(選任されている場合は)その代理人に関する事項を含めたものを出願人に発行しなければならない。

(2) 国内官庁は、ユーラシア出願の受領の日、国内官庁が付与した登録番号、発明の名称、出願人及び(選任されている場合は)その代理人に関する事項並びに(付与した場合は)ユーラシア出願の出願日を記載して、ユーラシア特許の受領を速やかにユーラシア特許庁に通知しなければならない。

(3) ユーラシア出願の方式上の特徴を審査する目的で、国内官庁は、条約第15条(1)(ii)に従って、ユーラシア出願が、第33規則に従ってユーラシア出願の出願日を決定するのに要件となる書類及び事項並びに願書の付属として記載された要素を含むことを確認しなければならない。

ユーラシア出願が第33規則に定められたこれらの要件を満たしている場合は、国内官庁は、出願の方式上の特徴の遵守を確認するため及び送達のために所定の手数料が納付されている

ことを条件として、国内官庁が出願を受領してから4月以内に、又は優先権が工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいてユーラシア出願について主張されている場合は、1月以内に、写し3通をユーラシア特許庁に送達しなければならない。ただし、(7)に規定する場合を除き、かつ、ユーラシア出願が外国の発明に対する特許付与を求めた締約国の国内法に規定された手続に従って提出されていることを条件とする。

国内官庁と出願人との間で意見が一致しない場合は、その出願はユーラシア特許庁に送達しなければならない。

ユーラシア出願が処理のために受理された場合は、当該出願に付与された出願日を出願人に通知する。

(4) 国内官庁は、出願人に、ユーラシア出願をユーラシア特許庁に送達したこと、及び条約第15条(2)に従いユーラシア特許庁に単一手続手数料を納付する必要があることを伝える通知書を送付する。

(5) 第21規則(7)に従うことを条件として、出願人は、前項にいう通知書が国内官庁により自己に送付された日から3月以内に、ユーラシア特許庁に当該単一手続手数料の納付を証明する書類を提出しなければならない。

(6) ユーラシア特許庁は、(3)に基づいて送達されたユーラシア出願を受領したときは、当該出願を受領した日を記載して、出願人及び国内官庁にその旨を速やかに通知する。

(7) ユーラシア出願は、国内官庁が受領してから14月以内に、ユーラシア特許庁が受領しなかった場合は、提出されなかったものとみなす。

その場合は、単一手続手数料は、ユーラシア特許庁において実際に要した経費を減じた後、出願人に払い戻す。

第35規則 国内法に基づく要件

(1) ユーラシア出願が国内官庁を通じて提出された場合は、国内官庁は、国内出願に関して生じるのと同一又は類似の状況について、国内法で定められた範囲で、かつ、国内法で定められた手続に従い当該出願を補正する機会を出願人に与えずに、条約又は本規則の要件を遵守していないことを理由として当該ユーラシア出願を拒絶することはできない。

同様に、国内官庁は、上記のような機会が国内法に規定されていない場合であっても、ユーラシア出願を補正する機会を出願人に与えることができる。

(2) 締約国の国内法は、ユーラシア出願の方式又は内容に関する要件であって、条約及び本規則に定める要件とは異なる、又はそれに追加する要件の遵守を要求してはならない。

(3) ユーラシア特許庁は、出願人が締約国からユーラシア特許庁に直接提出したユーラシア出願がその国内法に基づいて当該国内官庁を通じて実行されなければならない場合は、締約国から出願人によりなされる当該出願を当該国内官庁に送付しなければならない、かつ、その旨を出願人に通知しなければならない。

第33規則(1)の要件を満たすことを条件として、国内官庁は、上記のユーラシア出願の受領により、ユーラシア特許庁による出願の受理日をその出願日として付与し、第33規則及び第34規則に従いこれを処理する。

ユーラシア出願を国内官庁に送付する費用は、この場合は、ユーラシア特許庁からの要請により出願人に払い戻される。

本条規則の規定は、分割ユーラシア出願及び第6規則に基づいてユーラシア特許庁に直接提

出される優先権主張を伴う出願には適用されない。

第 36 規則 優先権主張の手続

(1) 出願人が第 6 規則(1)に規定するとおりに優先権を主張しようとする場合は、その出願人は、ユーラシア出願の提出時に、又は国内官庁若しくはユーラシア特許庁がユーラシア出願を受領してから 3 月以内に、その旨の陳述書を作成し、かつ、当該優先権主張を裏付けるために必要な書類を添付しなければならない。

上記書類には、提出先である官庁が認証した先の出願の写し、及び先の出願が自己の名義で提出されていなかった場合は優先権を主張する出願人の権利を証明する書類を含めなければならない。出願人の名称が先の出願の出願日の後に変更された場合は、ユーラシア出願を提出する際に当該変更を証明する書類を提出するものとする。

(2) 第 6 規則(2)、第 6 規則(3)及び第 6 規則(4)に従って優先権が主張されている場合、並びに関係官庁として職務を果たしているユーラシア特許庁に国際出願が提出された場合には、原出願又は先の出願の認証謄本は提出しなくてよい。

(3) 先の出願の認証謄本は、当該先の出願の出願日から 16 月以内に提出することができる。ただし、第 33 規則(3)及び(4)に従ってそれより早い時期に先の出願の写しが当該官庁により求められた場合はこの限りでない。2 以上の先の出願がある場合は、各出願の認証謄本を提出しなければならない。かつ、16 月の期間は、先の出願のうち最先の出願の出願日から開始するものとする。

先の出願の認証謄本は、出願人が第 1 段落にいう期間の末日前に適正な請求書を提出した場合は、当該期間の後に提出することができる。この請求は、当該先の出願の提出先であった官庁に対して出願人がその出願日から 14 月以内に先の出願の認証謄本を請求したことを条件として、認めることができる。

発明の特許性を判定するために優先権の証明が必要とされている場合において、先の出願がロシア語以外の言語で作成されている場合に、ユーラシア特許庁から請求があったときは、出願人は、出願のロシア語による翻訳文を提出しなければならない。

先の出願の出願日から 12 月が経過したがその後の第 2 月目の末日が経過する前に提出したユーラシア出願を対象にして優先権を主張する場合は、そのユーラシア出願には、その出願人が自己の責に帰さない事情により上記 12 月の期間内にユーラシア出願を提出することができなかったことを証明する書類を添付しなければならない。その場合は、所定の追加手数料を納付しなければならない。

前段落にいう書類を優先権の承認を求める請求書とともに提出しなかった場合は、ユーラシア出願の優先権は失効したものとみなされる。

(4) 優先権の主張には、次のものを表示しなければならない。

- － 先の出願又は原出願の出願日及び番号
- － 先の出願又は原出願を提出した国又は官庁の名称

(5) 第 6 規則(5)に定めるとおりに優先権を主張する場合は、博覧会の主催者により認証された書類を提出しなければならない。かつ、当該書類は、博覧会の資格、博覧会が開催された時及び場所、並びに発明に含まれる対象が公に展示され始めた日を証明するものでなければならない。

第 37 規則 ユーラシア特許庁により許容される期間

(1) ユーラシア特許を取得する目的で各手続行為を行うためユーラシア特許庁により許容される期間は、2 月以上 4 月以下でなければならない。

(2) (1)にいう期間は、その満了前又は満了日から 2 月の間に提出する請求書に基づいて延長することができる。ただし、所定の追加手数料の納付を証明する書類を請求書とともに提出することを条件とする。

前記請求書とその所定の提出期間の満了後に提出する場合は、要件であって、それに応じた行為を履行する期間が生じたすべてのものを満たされなければならない。

(3) 最短延長期間は、延長する前の所定の期間の満了日から少なくとも 2 月でなければならない。

出願人は、請求する期間の延長に係る期間を、2 以上の請求書を同時に又は数度に亘り提出することにより、請求することができる。ただし、各請求書は、ユーラシア特許庁が定めた期間が満了する前に提出しなければならない。

(4) 本条規則は、第 6 規則(1)、第 6 規則(2)、第 6 規則(3)、第 36 規則(3)、第 39 規則(2)、第 40 規則(7)、第 40 規則(8)、第 46 規則(1)、第 49 規則(9)第 1 段落、第 51 規則(1)及び第 53 規則(1)により定められた期間、並びに期間の延長を求める請求書の提出について定められた期間には適用しない。

第 38 規則 期間の計算

(1) ユーラシア特許を取得するために手続行為を行う期間は、暦日、事象、行為若しくは決定、又は当該行為を行うことができる期間を参照して指定する。

(2) 期間は、年、月又は日で表す。計算は、(1)にいう事象又は行為の何れかが生じた日の翌日から起算する。

(3) 一定の年数をもって期間を定める場合は、その期間は、その期間の最後の年の応ずる月及び日に満了する。

一定の月数をもって期間を定める場合は、その期間は、その期間の最後の月の応ずる日に満了する。上記月に応ずる日がないときは、その月の末日に満了する。

一定の日数をもって期間を定める場合は、その期間は、当該日数の最終日が到来した日に満了する。

期間の末日が非就業日に当たる場合は、その期間は、後続の最初の就業日に満了する。

期間の末日がその他の事情によりユーラシア特許庁又は国内官庁が閉じられる日に当たる場合は、その期間は、上記事情がなくなる最初の日まで延長される。

(4) 期間がユーラシア特許制度の適用及びユーラシア特許の付与に関する行為を行うために設定されている場合は、その行為は、その期間の末日の午後 12 時まで行うことができる。

しかしながら、その行為が国内官庁又は政府間機関に対して行われるべきものである場合は、その期間は、上記国内官庁又は政府間機関に適用される規則に従って、それぞれが就業を終了する時刻に満了する。ただし、上記国内官庁又は政府間機関は、上記規定に拘らず、その行為を行うための期間をその期間の末日の午後 12 時まで延長することができる。

(5) 期間の末日の午後 12 時までに急送便に委託された請求書及び通知書は、期間内に提出されたものとみなす。

(6) ユーラシア出願又はユーラシア特許に関する書類であって、所定の期間が満了する前に

ファクシミリ送信又はファクシミリ様式で電子メールにより送付されたものは、原本が所定の期間が満了する日から1月以内に受領されることを条件として、期間内に提出されたものとみなす。

第39規則 権利の回復

(1) 特定の手続行為を行うために定められた期間を守らなかった結果として消滅したユーラシア出願又はユーラシア特許に関する権利は、出願人又は特許所有者がそのときの事情において適切な措置をすべてとったにも拘らず期限が守られず、かつ、当該遅延が不本意のものであったとユーラシア特許庁が認めた場合は、出願人又は特許所有者による適正な請求に基づいて、回復することができる。

ユーラシア特許に係る権利は、国内法において特許に係る権利の回復を規定している締約国に関して、回復されるものとする。

ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利は、所定の追加手数料が納付されたことを条件として、回復されるものとする。

(2) ユーラシア出願に係る権利の回復を求める請求書は、出願人の裁量で、かつ、何れの期間が遅く満了するかにより、対応する手続行為を行うために定められた期間の満了日から12月以内に、又は期間を守らなかった理由が消滅した日から2月以内に、提出しなければならない。さらに、請求書を提出する日までに、行わなかった行為を行わなければならない。

有効なユーラシア特許に対する維持手数料を納付しなかったことに関する第56規則(1)に従い早期に失効したユーラシア特許の有効性は、特許所有者が守らなかった条約第17条(2)により定められた当該手数料の納付期間の満了日から3年の期間の満了前に提出された特許所有者の請求書に基づいて回復することができる。この回復は、当該日にその領域においてユーラシア特許が有効であった1又は複数の締約国に関して、効力を有する。

ユーラシア特許に係る権利を回復するための請求書には、本項第2段落に従った特許の有効性の回復請求の対象である各締約国の国名を記載するものとする。

ユーラシア特許庁に送付する請求書には、第40規則(7)に規定する追加手数料及び有効なユーラシア特許に係る納付期限が守られなかった年間維持手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。当該維持手数料の額は、消滅した権利の回復が請求されているユーラシア特許の有効期間の対応する年について、指定された締約国におけるユーラシア特許について有効な維持手数料の額と同等でなければならない。

前記の請求に従ってユーラシア特許庁が有効性を回復した有効なユーラシア特許は、条約及び本規則に定める手続に従って維持される。

(3) 本条規則の規定は、本条規則(2)並びに第6規則(1)、第6規則(2)、第6規則(3)、第6規則(5)、第36規則(3)、第40規則(7)及び第53規則(1)に定める期間には適用されない。

(4) 権利の回復を求める請求書を提出した時に、期間を守らなかった理由を記載しなかった場合は、出願人又は特許所有者は、ユーラシア特許庁の通知に示した期間内にこの情報を提示しなければならない。

第40規則 手数料及びその他の料金

(1) 手数料をユーラシア特許庁に納付すべき法律的に有意の行為の一覧、手数料及び料金の額、並びにそれらの納付及び払戻の手続は、管理評議会により承認されたユーラシア特許

機構の手数料に関する規則(以下「手数料に関する規則」という)に定める。

ユーラシア特許庁が行う提供業務、特に情報提供業務の料金の一覧、並びにその料金の納付の手續、額及び期間は、ユーラシア特許庁長官が定める。

(2) ユーラシア特許庁は、法律的に有意の行為の履行又は提供業務の提供を、適正な手数料若しくは料金を受領した上で開始する。

(3) 管理評議会は、必要な場合は、3分の2以上の多数決により、ユーラシア特許庁により課された手数料の額の補正を採択する。

(4) 提供業務の手数料及び料金に関して、機構の本部の所在国の領域でなされるユーラシア特許庁に対する納付は、その国の通貨で行う。その額は、その納付日のその国の中央銀行の為替相場に従い、それらの手数料、料金又はその他の納付金の規定額に等しいものとする。提供業務の手数料及び料金に関して、機構の本部の所在国以外でのユーラシア特許庁に対する納付は、自由交換通貨により行うものとする。

工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であって、その国民1人当たりの年間国民総生産が3,000米ドル以下である国の領域に住所を有する者若しくは営業の主たる拠点を有する法人、又は当該人若しくは当該法人の代理人は、暫定的に減額された料金表に従って手数料及び料金を納付する。

手数料の納付を上記の2以上の者又は法人が行う場合は、当該減額された料金表は、全員が前段落で言及した国の領域に住所又は営業の主たる拠点を有する場合に限り適用する。

上記の暫定的減額料金表は、ユーラシア出願の出願日における登録資本金が本項第3段落において言及した以外の国の自然人又は法人による直接又は間接の投資を含んでいる法人には適用されない。

上記暫定的減額料金表を利用しようとする法人は、ユーラシア出願にあたって、その資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。

暫定的減額料金表の手数料は、料金に関する規則で定める。本項第3段落で言及した国の一覧は、料金に関する規則の付属文書となり、ユーラシア特許庁が毎年公表する。

(5) ユーラシア出願が、特許協力条約に従い国際調査機関が作成した最初の若しくは先のユーラシア出願に関して行われた特許調査に関する報告、国際調査報告又は国際型調査報告を含む場合は、単一手続手数料及び第24規則(7)第3段落により定められた手数料の額を減額する。

当該調査が、その調査結果が考慮に入れられる最初の5クレームのすべてに関して行われた場合は、単一手続手数料を減額し、かつ、第24規則(7)第3段落により定められた手数料は、当該調査の対象であった発明の各クレームについて減額する。

(6) ユーラシア特許庁は、国内官庁と合意した期間内に、条約第18条(2)に従って、手数料のうちこれら国内官庁の取り分をこれら国内官庁に送金する。

(7) ユーラシア特許所有者は、所定の追加手数料を納付することを条件として、各指定国について有効なユーラシア特許の年間維持手数料の納付について6月の猶予期間が与えられる。指定国について有効なユーラシア特許の年間維持手数料の納付を証明する書類であって、その中で特許所有者が特許の効力の継続を希望する旨を表明するものを、手数料を納付する日にユーラシア特許が有効なすべての国について同時に、又はかかる国のそれぞれについて個別に、当該手数料の納付のために条約第17条(2)により定められた期間及び本項第1段落により定められた6月の猶予期間全体を通じて、提出することができる。

(8) ユーラシア特許庁は、各指定締約国について有効なユーラシア特許を維持するための手数料を特許所有者が正確に及び適時に納付したかを監視する。そのユーラシア特許所有者が納付すべき額を全額納付しなかった場合は、ユーラシア特許庁はその旨をユーラシア特許所有者に通知し、かつ、その通知書の送付の日から3月以内に残額を納付するようその者に求める。

(9) 納付された手数料は、その納付額が手数料に関する規則に定められた額を超過している場合、又は当該手数料納付の目的であった行為が行われなかった場合を除き、払い戻さない。

この場合、ユーラシア特許庁は、その旨を出願人に通知する。

出願人が納付した超過額は、その者の請求により、払い戻されるか、又は手数料に関する規則に定めた他の手数料の納付に当てられるものとする。

手数料の払戻に係る手続は、ユーラシア特許庁長官が定める。

第41規則 ユーラシア出願の方式審査

(1) 条約第15条に従うユーラシア出願の方式審査は、一旦ユーラシア出願の出願日が確定したときは、ユーラシア特許庁により行われる。

(2) ユーラシア出願の方式審査は、第33規則及び第34規則に従って当該出願の出願日が確定されたときに開始される。ただし、条約第15条(2)に従って単一手続手数料が納付されたこと、ユーラシア出願書類がロシア語以外の言語で提出されている場合にロシア語による翻訳文が提出されたこと、及び出願人が住所又は営業の主たる拠点を締約国何れかの領域に有さない場合に委任状が付与されていることを条件とする。

(3) 方式審査は、ユーラシア出願に含まれる書類がすべて提出され、かつ、正確に記載されていること、条約第15条(12)に規定されている場合はユーラシア出願手続が遵守されていること、クレームされている発明が国際特許分類に従い正しく分類されていること、何れの優先権の主張も第36規則に規定する手続に従って行われていること、並びに保護が求められている発明が明白に第3規則(3)及び(4)という特許を受けることができない内容に係るものでないことを確認するためのものである。

必要な場合は、国内官庁又はユーラシア特許庁は、出願人に対し、要請状において指定した期間内に申出を訂正又は補正することを要請することができる。この場合は、方式審査を行う期間をしかるべく延長する。

保護が求められている発明が条約及び本規則に基づいて特許性がない内容に関するものであることが判明した場合は、その特許は拒絶する。

保護が求められている特許がその発明を特徴付ける1以上のクレームを理由に条約及び本規則に基づいて特許性がないことが判明した場合は、出願人は、関連するクレームを削除するよう求められる。

出願人が与えられた期間内に必要な訂正若しくは補正を行わないか、又は出願日において欠落している書類若しくは事項を提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされることを出願人に通知する通知書を出願人に宛てて発出する。

(4) 第21規則(6)及び(7)並びに第34規則(5)に掲げる場合において、出願人が期間内に所定の単一手続手数料を納付せず、又は所定の期間内にロシア語による翻訳文を提出しないときは、そのユーラシア出願は取り下げられたものとみなす。

第 42 規則 特許調査

(1) すべてのユーラシア出願は、条約第 21 条(1)に基づいて、関連する先行技術を発見することを目的とする特許調査の対象としなければならない。

(2) 特許調査は、クレームに基づいて行い、かつ、明細書及び図面がある場合は、これらを適正に考慮に入れるものとする。

(3) 特許調査の間に発明の単一性の要件が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、相応する通知が自己に送付された日から 3 月以内に、その調査を実施する対象である発明について陳述するよう求められる。

第 4 規則に規定する発明の単一性の要件を満たしていない旨の通知に出願人が応答しない場合は、特許調査は、クレームに最初に記載された発明又は単一の包括的発明概念を構成する一群の発明についてのみ行われる。

(4) ユーラシア出願が条約及び本規則の要件を満たしておらず、本格的な特許調査を行うことができなくなっていることが確定した場合は、当該出願について特許調査を行わない旨の陳述書を作成するものとする。

一部のクレームについてのみ特許調査を行うことができる場合は、当該一部のクレームについてのみ特許調査報告を作成するものとする。

特許調査を行うためにユーラシア特許庁において用いられる手続に関しては、本項第 1 段落にいう陳述書が特許調査報告とみなされる。

第 43 規則 調査報告

(1) 調査報告は、作成後速やかにユーラシア特許庁が出願人に送付する。

出願人の請求により、かつ、所定の手数料の納付を条件として、その内容が第三者に知られてはならない出願を除き、特許調査の対象に関連する書類の写しを調査報告に同封する。

(2) 特許調査報告には次の情報を含めるものとする。

－ ユーラシア出願の番号

－ ユーラシア出願の出願日

－ クレームされた発明を分類するときに割り当てた国際特許分類記号

－ 特許調査の実施の対象である発明の名称

－ 特許調査の分野を特定する国際特許分類記号

－ 特許調査の対象に関連して、書誌的データの形での関連書類又はその一部分の参照発明のクレームのすべてには関連していない書類については、関連するクレームに関して言及するものとする。

－ 特許調査の完了及びその他の本質的事項の確定の日

特許調査報告及び第 42 規則(4)にいう陳述書に含まれる情報の様式及び内容は、ユーラシア特許庁長官が決定する。

第 44 規則 ユーラシア出願及び特許調査報告の公開

(1) 条約第 15 条(4)に従い、ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願及び特許調査報告の公開をその出願日から又は優先権が主張されている場合はその優先日から 18 月経過した後に遅滞なく行う。ユーラシア出願の公開の技術的準備が完了するときまでに調査報告を用意することができない場合は、調査報告は別途、その受領後に遅滞なく公開しなければならない。

出願人がユーラシア出願の審査を早めるべき旨の請求を行い、かつ、条約第 15 条(4)にいう期間の末日の 2 月前までにユーラシア特許がユーラシア特許登録簿に登録されている場合において、条約第 15 条(4)に定める期間が経過したときは、ユーラシア出願は、ユーラシア特許と同時に公開する。

(2) (1)第 1 段落に定める 18 月の期間の満了前に取り下げられ、取り下げられたとみなされ、又は提出されなかったと認められた場合は、ユーラシア出願の公開は行わない。

(3) ユーラシア特許庁は、追加手数料の納付を条件として、出願人の請求により、(1)第 1 段落にいう期間より早くユーラシア出願を公開することができる。このような公開に係る手続及び期間は、ユーラシア特許庁長官が定める。

出願人は、ユーラシア出願の公開のために予定された日の 2 月前までに、当該請求を取り下げることができる。

(4) ユーラシア出願及び特許調査報告の公開は、ユーラシア特許庁が定める、紙面による文書で又はコンピュータの方式を含め、他の方式で行う。

第 45 規則 ユーラシア出願及び特許調査報告の公開の方式及び内容

(1) ユーラシア出願の公開は次の事項を含む。

- － 公開された書誌的データを記載した表紙
- － 要約
- － 明細書
- － クレーム
- － 図面その他の資料
- － 特許調査報告

(2) 明細書、クレーム、図面その他の資料は、ユーラシア出願に含まれる書類に基づいて複製する。

(3) 条約第 15 条(4)に従って調査報告の公開が別個に行われた場合は、調査報告には、ユーラシア出願の公開日並びに調査報告及び要約の公開日を含む公開された書誌的データを記載した表紙を添える。

(4) ユーラシア出願及び特許調査報告の公開の方式は、ユーラシア特許庁長官が定める。

第 46 規則 ユーラシア出願の実体審査の請求

(1) ユーラシア特許庁は、条約第 15 条(5)に基づいてユーラシア出願の公開日又は調査報告が別個に公開されているときはその公開日から 6 月が経過する前にユーラシア特許庁に提出された出願人の請求により、当該出願の実体審査を行う。

出願人がその 6 月の期間内に上記請求を行わなかった場合は、出願人がその遅延について正当な理由を提示し、かつ、所定の追加手数料を納付することを条件として、当該期間の満了から 2 月以内に上記請求をすることができる。

(2) (1)に定める期間の満了までにユーラシア特許庁が上記請求又は実体審査の手数料の納付を受けなかった場合は、その出願は、取り下げられたものとみなす。

(3) ユーラシア特許庁が上記請求を受領したときは、ユーラシア特許庁は、出願人にその旨及び審査の結果を通知する。上記請求に対する肯定的な結果を出願人に通知した日は、ユーラシア出願に係る実体審査手続の開始の日とみなす。この通知書は、方式に係る審査の結果

が肯定的なものであるときに出願人に送付するものとする。

第 47 規則 ユーラシア出願の実体審査

- (1) ユーラシア特許庁によるユーラシア出願の実体審査においては、次のことを確認する。
- － クレームされている発明が第 4 規則により規定される発明の単一性の要件を満たしていること
 - － 優先権の主張が第 6 規則に従って適法であること
 - － 第 49 規則に従って提出された追加資料が審査のために受理することができるものであること
 - － クレームされている発明が第 3 規則に定める特許性規準及びユーラシア特許機構の基準設定文書のその他の要件を満たすこと

(2) ユーラシア出願の実体審査の際、所定の手数料が適正に納付されたか否か、及び明細書に含まれる発明に関する情報に係る法的保護のクレームされている範囲が法的保護の範囲を遵守しているか否かを確認する。不遵守が確定した場合は、出願人は、法的保護のクレームされている範囲が適法であることの証拠を提示すること、又はそのクレームを限定することを求められる。納付された手数料の額が先に納付されたものも含めて、要求されている額に満たない場合は、出願人は、不足している額を納付すること及び、必要な場合は、所定の追加手数料を納付することを求められる。

ユーラシア出願の実体審査を行うときは、クレームが所定の要件を満たしていることを確認する。クレームが要件に適合していないときは、審査官は、その訂正又は補正及び、必要な場合は、所定の手数料の完全な納付を求めることができる。

ユーラシア出願が単一の発明概念により結び付けられている一群の発明を含む場合は、この群のすべての発明を調査する。

出願人が発明の単一性の要件を満たしていない場合であって、この要件への不適合の確定に関する審査通知に応答する際に、出願に含まれる発明の 1、又は一群の発明であって、単一性の要件を満たすものに審査を限定することを出願人が請求しなかったときは、クレームにおいて最初に記載されている発明に関してのみ(又はクレームされている複数の発明の中で最初に記載されている複数の発明であって、発明の単一性の要件を満たしている群を形成しているものについてのみ)審査を行う。

発明が「産業上の利用可能性」に関する特許性規準を満たしているか否かを確認する際は、次のことを確定する。

- － ユーラシア出願書類にクレームされている発明の目的が記載されているか否か
- － 先行技術に関するユーラシア出願資料又は情報源に、クレームにおいて発明が特徴付けられている形態で発明を実施することを可能にする手段及び方法に関する情報が含まれているか否か

クレームされている発明が「新規性」に関する特許性規準を満たしているか否かを確認する際は、クレームされている発明が先行技術の一部を構成しているか否かを確認する。

先行技術において、発明の独立クレームに含まれるすべての特徴と同一の特徴を有する内容に関して情報が開示されている場合は、当該発明は、新規性の要件を満たさないものと認められる。

クレームされている発明が「進歩性」に関する特許性規準を満たしているか否かを確認する

際は、先行技術に基づいて、クレームされている発明が当該技術に熟練している者にとって自明であるか否かを決定する。

クレームされている発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する特許性規準を満たしているか否かの確認は、ユーラシア出願の出願日及び優先権が主張されている場合は優先日に行う。

(3) ユーラシア特許を付与し又はその付与を拒絶する決定は、ユーラシア出願の実体審査の事実認定に基づくものとする。

(4) ユーラシア出願の実体審査において複数の同一の発明が同一の出願日を有すること、又は優先権が主張されている場合に同一の優先日を有することが確定した場合は、それらの出願人は、それらの出願人の合意が成立することを条件として、1 のユーラシア特許のみを付与される。

それらの出願人の間で合意が成立しない場合は、ユーラシア特許は付与されない。

第 48 規則 ユーラシア特許庁による決定に対する審判請求

(1) ユーラシア出願についてのユーラシア特許庁の決定に対して条約第 15 条(8)に基づいて出願人により提出された審判請求は、ユーラシア特許庁が請求を受領した日から 4 月以内に、ユーラシア特許庁の専門家委員会により審理される。複雑な出願の場合は、ユーラシア特許庁長官の決定により期間を延長することができる。

(2) ユーラシア特許の付与を拒絶する決定に対する審判請求のユーラシア特許庁の専門家委員会による審理に基づき、当該請求を拒絶する決定、又は当該請求を認めて、先に下された審査の決定を取り消す決定を行うことができる。

ユーラシア出願についてユーラシア特許庁が行った決定に対する審判請求の審理手続は、ユーラシア特許庁長官が定める。

(3) ユーラシア出願に関するユーラシア特許庁の決定に対する審判請求についてユーラシア特許庁長官が承認した決定は、最終のものとする。

第 49 規則 ユーラシア特許を取得するための手続における出願人の権利

(1) 出願人は、審査官の求めに応じて、方式審査及び実体審査において生じた事項の審議に参加することができる。

(2) 審査手続全体を通じて、ユーラシア特許の公開の技術的準備が完了するまで、出願人は、ユーラシア出願の要素を追加し、特定し、又は訂正する権利を有する。

ユーラシア出願に対して出願人が自発的に行う如何なる補正又は訂正も、所定の追加手数料の納付の後に行わなければならない。

(3) 技術的かつ明白な誤りの補正を別として、明細書及びクレーム並びに図面に係る追加、特定又は訂正は、これらが出願資料に含まれ、かつ、発明の内容を変更するものでない場合は、ユーラシア出願についてユーラシア特許を付与することを拒絶する決定、又は付与する決定が行われる日まで、許容されるものとする。クレームの補正は、明細書における発明の開示の限度内で許容される。

審査の何れかの段階において追加クレームをクレームに含める場合は、クレームに含められる従属クレーム又は独立クレームのそれぞれについて、所定の追加手数料を納付しなければならない。

(4) 審査官が出願人に何らかの追加資料の提出を求めた場合は、請求状の送付の日から4月以内に提出しなければならない。出願人が請求された追加資料を提出する期限を守らなかった場合、又は第37規則に規定する手続に従って提出期間の延長を請求しなかった場合は、ユーラシア出願は取り下げられたものとみなす。

(5) 出願人は、出願について審査官が引用した文献を知る権利を有する。

出願人が、出願に関する決定又は請求状が出願人に送付された日から3月以内に、ユーラシア出願についての引用文献の写しを請求した場合は、出願人に与えられた応答期間は、当該文献の写しが出願人に送付された日から計算する。

(6) 出願人が最初に提出したユーラシア出願が他の発明を含む場合は、出願人は、分割ユーラシア出願をする権利を有する。

分割ユーラシア出願は、その元となった最初のユーラシア出願の出願日及び、該当する場合は、優先日を有する。ただし、当該分割出願が最初のユーラシア出願において開示された発明についてのみ提出されており、かつ、当該分割出願に含まれる情報が最初の出願のものを超えないことを条件とする。

分割ユーラシア出願は、その出願日において最初の出願が取り下げられておらず、又は取り下げられたものとみなされておらず、かつ、その出願日が、最初の出願に係るユーラシア特許の登録日の前に又は、それについてユーラシア特許を付与しない決定が行われた場合は審判請求を行う可能性が消滅する前に、付与されているときは、提出することができる。

分割ユーラシア出願に関しては、単一手続手数料、及び追加手数料を課されない一定のクレーム数を超える各クレームに係る手数料を第21規則(7)及び第24規則(7)に定める期間内に納付する。これらの期間は、ユーラシア特許庁が分割出願を受領した日から計算する。分割ユーラシア出願の実体審査を行うための手数料は、第46規則に定める期間内に納付する。

(7) 出願人は、出願を取り下げる旨の請求書をユーラシア特許庁に送付することによりユーラシア出願を取り下げることができる。その請求書は、ユーラシア出願の公告日前で、かつ、如何なる場合でもユーラシア特許の登録の日までにユーラシア特許庁に到達しなければならない。

条約第15条(1)(ii)に従って提出されたユーラシア出願が取り下げられた場合は、ユーラシア特許庁は、その取下をその出願の提出が経由されていた国内官庁に通知する。

(8) 出願人は、自己の管理を超える事情によりユーラシア特許庁から受領していない通知の写しを提供するよう請求することができる。

上記の場合、その通知に応答するために出願人に与えられた期間が経過してしまったとき又は不十分なときは、その期間は、その写しの送付の日から計算する。

(9) 出願人は、ユーラシア特許付与の拒絶に関するユーラシア特許庁による決定に同意しない場合は、条約第15条(8)に従って、ユーラシア特許付与の拒絶の通知を受領した日から3月以内に、適切な審判請求を提出することができる。出願人は、その審判請求の審理に参加する権利を有する。

出願人は、ユーラシア出願の手続中はいつでも、審査手続における行為、又は出願手続に関するその他の事項について、ユーラシア特許庁長官に審判請求を提出することができる。

第50規則 ユーラシア特許の公告

(1) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許をユーラシア特許登録簿へ登録した日から6月以

内に、第 59 規則に従いユーラシア特許庁公報に特許付与の細目を公告する。

(2) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許付与の細目を公告すると同時に、明細書それ自体、クレーム、図面及びその他の資料を含むユーラシア特許の詳細を公告する。

(3) (2)における書類の公告は、ユーラシア特許庁が定める、紙面による文書で又は電子方式を含め、他の方式で行うことができる。

ユーラシア特許についての明細書の公告の方式は、ユーラシア特許庁長官が決定する。

第 51 規則 ユーラシア特許の付与

(1) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許付与及びその公告のための手数料を受領したときは、ユーラシア特許を付与する。特許付与の通知をユーラシア特許庁公報において公告した日は、ユーラシア特許を付与した日とみなす。

条約第 15 条(10)に従い、上記手数料は、ユーラシア特許庁がユーラシア特許を付与する用意がある旨の通知を出願人に送付した日から 4 月以内に納付する。

出願人がユーラシア特許の付与のための手数料を上記期間内に納付しない場合は、出願人は、追加手数料を納付することを条件として、4 月の期間が満了した日から 2 月以内に手数料を納付することができる。手数料をその追加手数料とともに納付しない場合は、ユーラシア特許は付与も公告もされず、かつ、その出願は取り下げたものとみなされる。

(2) 1 の発明に関連する出願の書類が、クレーム、明細書、図面及びその他の資料並びに要約を含めて 35 頁より多い場合は、ユーラシア特許の公告のために、所定の追加手数料を納付する。

第 52 規則 重複保護の排除

如何なる締約国においても、先の出願日又は優先日を有するユーラシア出願又はユーラシア特許に由来する権利は、国内の出願又は特許に由来する権利と同等の地位で、上記ユーラシア出願の公開日前に提出された後の国内出願又は同一の発明に係る国内特許に由来する権利に優先するものとし、かつ、逆もまた同じとする。

第 53 規則 ユーラシア特許の行政上の取消

(1) 条約第 19 条(xiii)に規定するユーラシア特許の行政上の取消は、ユーラシア特許の付与に関する情報の公告の日から 6 月以内に何れかの者がユーラシア特許庁に提出する異議申立書に基づいて宣言する。

(2) ユーラシア特許は、それが消滅しているか又は放棄されている場合であっても、次の場合は、行政上全面的又は部分的に取り消すことができる。

－ ユーラシア特許の付与が、特許性の規準を満たしていない発明であるために、法的根拠を有さなかった場合

－ クレームが、最初に提出されたユーラシア出願に記載されていなかった特徴を含む場合

(3) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許の付与に対する何れの異議申立書も、その受領の日から 6 月以内に審理する。

(4) 行政上の取消手続に基づいて全面的又は部分的に無効とされたユーラシア特許は、ユーラシア出願の出願日から、すべての締約国において無効とみなす。

(5) ユーラシア特許の付与に対する異議申立の通知は、書面により提出するものとし、かつ、

その理由についての適切な陳述を含まなければならない。

ユーラシア特許の付与に対する異議申立書は、所定の手数料を納付したときに限り受理する。

(6) ユーラシア特許の付与に対する異議申立書は、特に次の事項を明記しなければならない。

－ 異議申立書を提出する自然人の姓、名、及びもしあれば父姓、又は法人の名称、当該自然人又は法人の住所、当該自然人が住所を有する国又は法人が主たる営業所を有する国の名、並びに第 22 規則(2)に従うことを条件として、異議申立書が代理人を通じて提出される場合は、代理人についての事項

－ 異議申立の対象であるユーラシア特許の番号

－ ユーラシア特許が付与されている発明の名称

－ 特許所有者の姓、名、及びもしあれば父姓並びに又は法人の名称

(7) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許の付与に対する異議申立書を、その申立(1)、(5)及び(6)に定める条件を満たす場合は、審理のために受理する。

ユーラシア特許の付与に対する異議申立書を提出した自然人又は法人、及び特許所有者は、異議申立書の審理に参加することができる。

ユーラシア特許の付与に対する異議申立書は、その旨の通知により、特許所有者に知らされるものとする。

ユーラシア特許の付与に対し 2 以上の異議申立書が異なる者により提出された場合は、ユーラシア特許庁は、その旨をこれらの者すべてに通知する。

ユーラシア特許の行政上の取消手続に関与する当事者は、ユーラシア特許庁が定める期間内に、ユーラシア特許庁又はその他の当事者から受領した通知についてクレーム、明細書又は図面の補正についての意見を含めた意見を提出しなければならない。

(8) 行政上の取消手続に基づいて、ユーラシア特許庁がユーラシア特許を取り消し、異議申立書を拒絶し、又はユーラシア特許を訂正若しくは補正する旨の決定がされることがある。利害関係を有する当事者は、当該決定に対してその決定の送付の日から 4 月以内にユーラシア特許庁長官に審判請求を行うことができる。

上記の場合は、ユーラシア特許庁長官は、審判請求を審理し、委員会による異議申立の再審を命じるか、又は異議申立に関して終局決定を行うかの何れかをする。

(9) 特許所有者がユーラシア特許庁により提示されたクレーム、明細書及び図面の補正から生じる特許の範囲の減縮に同意し、かつ、新たなユーラシア特許の詳細の所定の公告手数料を納付する場合は、ユーラシア特許庁は、補正されたユーラシア特許の維持を決定する。新たなユーラシア特許の詳細の公告のための所定の手数料がユーラシア特許庁の定めた期間内に納付されない場合は、ユーラシア特許は取り消される。

ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許庁公報にユーラシア特許の付与に対する異議申立に関する決定を公告すると同時に、補正された明細書自体、クレーム及び図面を含む新たなユーラシア特許の詳細を公告する。

第 54 規則 ユーラシア特許の無効

(1) 条約第 13 条並びに本規則第 52 規則及び第 53 規則の規定に従うことを条件として、ユーラシア特許は、次の場合は、その有効期間中いつでも締約国の領域において、その国内法により全面的又は部分的に無効にすることができる。

－ ユーラシア特許の付与が、発明が特許性の規準を満たしていないため法的根拠を有してい

なかった場合

- － 最初に提出されたユーラシア出願に記載されていなかった特徴をクレームが含む場合
 - － 発明者又は特許所有者の名称がユーラシア特許に正確に記載されていない場合
- (2) ユーラシア特許が部分的に無効にされた場合は、その法的地位の変動は、ユーラシア特許の対応する減縮の形式で公告する。その形式は、締約国の国内法が認める場合は、クレーム、明細書及び図面に対する補正の形式をとることができる。

第 55 規則 ユーラシア特許の放棄

- (1) 特許所有者は、所定の手数料を納付し、締約国の全部又は一部についてユーラシア特許をユーラシア特許庁に提出する宣言書において放棄することができる。ユーラシア特許の放棄を一定のクレームに限定することはできない。
- (2) ユーラシア特許の消滅の記録は、ユーラシア特許登録簿に登録され、対応する情報はユーラシア特許庁公報において公告する。
- (3) ユーラシア特許庁は、各締約国の国内官庁に、それらの領域におけるユーラシア特許の消滅を速やかに通知する。

第 56 規則 ユーラシア特許の効力喪失

- (1) ユーラシア特許は、次の場合は、締約国において期間満了前に消滅する。
- － 第 55 規則に従いユーラシア特許庁に提出された特許所有者の宣言による場合
 - － 所定の期間内に第 40 規則(7)及び(8)に言及されたユーラシア特許の効力の維持手数料及び所定の追加手数料を納付しない場合
- (2) ユーラシア特許は、次の場合は、ユーラシア出願の出願日から消滅する。
- － 第 53 規則に基づく行政上の取消の結果である場合
 - － 条約第 13 条に基づく締約国の裁判所又は他の所管官庁の決定により、その国の領域においての場合
- (3) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許の細目をユーラシア特許登録簿に速やかに登録しなければならない。かつ、ユーラシア特許庁公報において公告する。

第 57 規則 ユーラシア特許の訂正

- (1) 特許所有者は、ユーラシア特許庁にユーラシア特許の技術的な又は明白な誤りの訂正を請求することができる。
出願人の責に帰するユーラシア特許の誤りの訂正については、所定の手数料を特許所有者が納付しなければならない。
- (2) 特許所有者の請求により、発明者の構成についての情報は、所定の手数料の納付及びすべての関係当事者の合意を条件として、変更することができる。
- (3) ユーラシア特許の訂正は、ユーラシア特許庁公報に公告する。

第 58 規則 ユーラシア特許の登録

- (1) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許登録簿を保管する。その登録簿は、特に、特許所有者の名称及びその居住場所又は営業場所に関するデータも含めて、付与されたユーラシア特許に関する事項並びに付与されたユーラシア特許及びライセンスの法的地位のすべての変

更に関する情報を含むものとする。特許所有者の名称及びその住所又は営業場所の変更に関する情報は、特許所有者の請求により、所定の手数料が納付されたことを条件として、ユーラシア特許登録簿に記載する。この請求は、単一のユーラシア特許に係るものでなければならない。

(2) 締約国の国内官庁は、締約国の領域において効力を有するユーラシア特許の法的地位のすべての変更を速やかにユーラシア特許庁に通知する。

ユーラシア特許庁も同様に、締約国の領域において効力を有するユーラシア特許の法的地位のすべての変更を速やかに締約国の国内官庁に通知する。

第 59 規則 ユーラシア特許庁公報

(1) ユーラシア特許庁は、「発明(ユーラシア出願及び特許)」と題する公報を発行する。その公報は、庁の通知、方式審査の結果受理されたユーラシア出願の細目、ユーラシア特許登録簿に登録済の付与されたユーラシア特許の細目、ユーラシア出願及び特許の索引、並びにユーラシア出願及びユーラシア特許の法的地位のすべての変更に関する情報を含む。

「発明(ユーラシア出願及び特許)」と題する公報は、ユーラシア特許庁が定める、紙面で又は電子方式を含め、他の方式で発行することができる。

(2) ユーラシア特許庁公報は、次の事項を公告する。

ユーラシア出願について

(a) 次を含む書誌的データ

- － ユーラシア出願の登録番号
- － 書類の種類のコード(すなわち、調査報告付ユーラシア出願公開は A1、調査報告なしのユーラシア出願公開は A2、調査報告の別個の公開は A3)
- － ユーラシア出願の出願日
- － ユーラシア出願の公開日
- － 優先権のデータ
- － 特許協力条約に基づく国際出願の公開の細目。これには登録番号及び国際出願日を含む。
- － 出願人の名称及び住所
- － 代理人又は特許代理人がユーラシア出願において記載されている場合は、その名称及び営業所の住所

－ 発明の分類記号

－ 発明の名称

(b) 要約

(c) 図面及び他の資料

ユーラシア特許について

(a) 次を含む書誌的データ

- － ユーラシア特許の番号
- － 書類の種類のコード(すなわち、ユーラシア特許の詳細は B1、ユーラシア特許の補正された詳細は B2)
- － ユーラシア出願の登録番号
- － ユーラシア出願の出願日
- － ユーラシア出願の公開日

- － 優先権のデータ
 - － 特許協力条約に基づく国際出願の公開の細目。これには登録番号及び国際出願日を含む。
 - － 特許所有者の名称及び住所
 - － 代理人又は特許代理人がユーラシア出願において記載されている場合は、その名称及び営業所の住所
 - － ユーラシア特許による付与された排他的権利が効力を生じる日
 - － 発明の分類記号
 - － 発明の名称
- (b) クレーム
- (c) 図面及び他の資料
- (d) ユーラシア特許の付与に対する異議申立書の提出日、その異議申立に対する決定の日及び内容、並びに該当する場合は行政上の取消手続の結果としてのユーラシア特許の取消の日
- (3) 様式及び細目の一覧並びにそれらの発行の手続は、ユーラシア特許庁長官が定める。

第 60 規則 ユーラシア出願の国内特許出願への変更

- (1) 条約第 16 条に規定されたユーラシア出願の国内特許出願への変更の請求は、所定の手数料がユーラシア特許庁に納付された後に提出されたものとみなす。
- (2) 所定の手数料を受領した後、ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願の認証謄本を出願人が国内手続に従って特許を取得することを希望する締約国の国内官庁へ速やかに送付する。

第 61 規則 ユーラシア出願及びユーラシア特許に関するファイル閲覧の手続

- (1) ユーラシア出願のファイルの閲覧は、出願の公開の後は何れの者にも認められる。
- (2) ユーラシア出願及びユーラシア特許のファイルは、必要な場合は、ユーラシア特許庁又は国内官庁の何れかにおいて閲覧することができる。
- 閲覧手続は、第三者が上記ファイルの原本を直接閲覧するか、又は書面による請求に基づきその写しが提供されるかの何れかとする。
- ユーラシア出願又はユーラシア特許のファイルは、所定の手数料の納付を条件として閲覧することができる。
- (3) ユーラシア出願が第 49 規則(7)に基づき取り下げられた場合は、出願のファイルは、司法当局が請求するとき又は出願人の書面による同意があるときに限り閲覧することができる。
- (4) ユーラシア出願のファイルが司法当局により請求された場合は、請求書に表示されたファイルの認証謄本を当該当局に宛てるか又は請求書に記載された住所に送付する。

第 62 規則 ユーラシア出願及びユーラシア特許に関するファイルの保管

ユーラシア特許庁は、ユーラシア出願が取り下げられた年、ユーラシア特許の付与を拒絶する決定に対する審判請求の可能性が消滅した年、又はユーラシア特許が効力を有するすべての締約国においてその特許が消滅した年が終わってから少なくとも 5 年間、そのユーラシア出願又はユーラシア特許のファイルを保管する。

第 62 規則の 1 ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録

- (1) 第 13 規則に規定されるユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録請求

書は、ロシア語によりユーラシア特許庁に提出するものとし、特に、次の情報を記載するものとする。

- － 請求されている権利移転の登録に係る陳述
- － 権利移転の登録が請求されているユーラシア出願又はユーラシア特許の番号
- － 出願人又は特許所有者に関する情報
- － 新しい出願人又は新しい特許所有者に関する情報
- － 出願人又は特許所有者の変更が生じた日
- － 新しい出願人又は新しい特許所有者が住所又は主たる営業所を有する国の名称
- － 請求されている権利移転の理由
- － 請求書に記載されている情報は正確かつ真正である旨の陳述

(2) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録に係る請求書には、出願人若しくは特許所有者、又は新しい出願人若しくは新しい特許所有者が署名することができる。さらに、第 13 規則(5)に従って、権利移転を証明する書類をユーラシア特許庁に提出しなければならない。

請求書に出願人及び新しい出願人、又は特許所有者及び新しい特許所有者が署名している場合は、権利移転を証明する書類を提供する必要はない。

(3) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の当事者の署名及び第 13 規則(5)に言及する書類の写しについては、公的な証明又は認証を必要としない。

ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転を証明する書類をロシア語以外の言語により提出する場合は、公的な証明又は認証を必要としない翻訳文を添付する。

(4) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録に係る請求書には、所定の手数料が納付されたことを証明する書類を添付する。

(5) 権利移転の登録に係る請求書が 2 以上のユーラシア出願又はユーラシア特許に関するものである場合は、請求書、所定の手数料が納付されたことを証明する書類、代理人が請求書を提出する場合は委任状及び必要な場合は権利移転を証明する書類の写し、並びに請求書に添付されたその他の書類の写しを添付する。かかる写しの数は、権利移転の登録が請求されているユーラシア出願又はユーラシア特許の数と同じでなければならない。

さらに、ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録のための所定の手数料は、請求書に言及される各出願又は特許について納付しなければならない。

(6) ユーラシア出願が 2 以上の者により提出された場合又はユーラシア特許が 2 以上の者により所有されている場合は、ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録に係る請求書は、関係する者が共同で署名しなければならない。

請求書がユーラシア出願を提出した者又はユーラシア特許を所有する者の 1 又は 2 以上であるが全員には満たない者により提出された場合は、ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転を当該請求書に署名しなかった者が同意したことの証拠をユーラシア特許庁に提出しなければならない。

(7) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転を登録するための手続の適用上、ユーラシア特許庁は、提出された書類が請求書に言及されるユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利が移転された事実及び権利移転の登録が請求されている当事者に関するものであるか否かについてのみ、当該文書を確認する。

権利移転の登録に係る請求書の様式及びユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移

転を登録するための手続は、ユーラシア特許庁長官が定める。

(8) 本条規則に言及する情報若しくは翻訳文が正確であること又は第 13 規則(5)に言及する書類が真正なものであることを疑う理由がユーラシア特許庁にある場合は、ユーラシア特許庁は、当該情報、翻訳文又は書類が正確であること又は真正であることの証拠を提出することを求めることができる。

(9) ユーラシア出願又はユーラシア特許に係る権利の移転の登録に係る要件が満たされていない場合は、当該登録は行わない。

第 IV 章 国際出願の提出及び審査

第 63 規則 ユーラシア特許制度の枠組みにおける国際出願

特許協力条約に基づいて出願された国際出願であって、ユーラシア特許を取得する目的での締約国の指定を含むものは、特許協力条約第 11 条及び条約第 20 条の規定に従い、特許協力条約に基づく国際出願日から正規のユーラシア出願の効力を有する。この出願日はユーラシア出願の実際の出願日とみなす。

第 64 規則 受理官庁としてのユーラシア特許庁

(1) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許条約及び特許協力条約の双方の締約国である国の領域に住所を有する少なくとも 1 の自然人、又はその国に主たる営業所を有する少なくとも 1 の法人が提出した国際出願について、受理官庁として行動する。

(2) ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許条約の加盟国でないが特許協力条約の加盟国であって、ユーラシア特許庁が管理評議会の承諾を得てその趣意での特別協定を結んだ国の領域に住所を有する少なくとも 1 の自然人、又はその国に主たる営業所を有する少なくとも 1 の法人が提出した国際出願について、受理官庁として行動する。

第 65 規則 国際出願の提出

(1) 受理官庁としてのユーラシア特許庁に提出される国際出願は、(2)に従って提出される国際出願を含めて、ロシア語又は英語で提出しなければならない、かつ、所定の送付手数料をユーラシア特許庁の収受分として、国際出願の受領の日から 1 月以内に納付しなければならない。特許協力条約に基づく他の手数料は、特許協力条約及びそれに基づく規則が要求するとおりに納付しなければならない。

(2) 締約国の国内法において、受理官庁としてのユーラシア特許庁への国際出願の提出であって、その国の領域に住所を有する自然人又は主たる営業所を有する法人によるものは当該国の官庁を通じて行うことができ、かつ、行わなければならないと規定されている場合は、そのように提出された如何なる国際出願も、受理官庁としてのユーラシア特許庁の代わりに、その国内官庁により受領されたものとみなす。国内官庁は、国際出願の願書の各写しに受領の日を記し、かつ、国内法に含まれる国の安全に関する規定によって国際出願をそのように扱うことが妨げられない限り、国際出願を(1)に規定された手数料と共に、当該受領の日から 2 月以内にユーラシア特許庁に速やかに送付するために必要なあらゆる手段を講じなければならない。

そのように送付された国際出願は、国内官庁に受領された日に受理官庁としてのユーラシア特許庁に受領されたものとみなす。

(3) 送付手数料、基本手数料、調査手数料及び発明について法的保護が請求されているすべての国を指定するための手数料が定められた日までに納付されていない又は完全には納付されていないことが判明した場合は、ユーラシア特許庁は、出願人に未納付のこれら手数料を精算する必要性及び特許協力条約に基づく規則の第 16 規則の 2 に定める手数料の納付について通知する。

上記の手数は、ユーラシア特許庁が出願人に適切な通知書を送付した日から 2 月以内に納付しなければならない。

(4) 国際出願が受理官庁としてのユーラシア特許庁に提出されたが、特許協力条約に従って、ユーラシア特許庁がそのような国際出願を受領する権限がない場合、又は国際出願が(1)によって定められていない言語によって起草されている場合は、特許協力条約に基づき規則の第19.4 規則(b)に定める手数料が納付されたことを条件として、当該国際出願を速やかに世界的所有権機関の国際事務局に送付するものとする。

第 66 規則 国際公開

(1) ユーラシア特許庁が指定官庁として行動する国際出願の特許協力条約に基づく公開は、(2)に従うことを条件として、その国際出願がロシア語で公開される場合は、条約第15条(4)に基づくユーラシア出願の公開に代わる。第71規則(2)の要件を満たした如何なる国際出願についても、上記の公開の通知は、ユーラシア特許庁公報に掲載する。

(2) ユーラシア特許庁が指定官庁として行動する国際出願がロシア語以外の言語で公開されている場合は、(仮保護に関する)条約第9条(3)の規定は、出願人がユーラシア特許庁にその国際出願のロシア語による翻訳文を提出し、かつ、その翻訳文が条約第15条(4)に規定された手続に従って公開された後に限り適用される。

第 67 規則 指定官庁としてのユーラシア特許庁

ユーラシア特許庁は、ユーラシア特許の付与を求める国際出願について、指定官庁として行動する。

第 68 規則 選択官庁としてのユーラシア特許庁

ユーラシア特許庁は、特許協力条約第II章の規定の適用を受ける権利を有する出願人が同条約第II章に基づく国際予備審査を求めて締約国を選択した場合は、ユーラシア特許を取得する目的で締約国が指定されている国際出願について、特許協力条約に基づく選択官庁として行動する。

他の出願人は、管理評議会の許可を受けており、かつ、特許協力条約第31条(2)(b)に基づいて国際審査を請求することを国際特許協力条約同盟(PCT 同盟)によって認められた者である場合に限り、特許協力条約第II章の規定の適用を受ける権利を有する。

第 69 規則 国際調査機関及び国際予備審査機関としてのユーラシア特許庁

ユーラシア特許庁は、条約第20条に従った管理評議会の許可があること、及び特許協力条約第16条(3)(b)及び第32条(3)に従った国際PCT同盟の総会による選定に従うことを条件として、国際調査機関及び国際予備審査機関として行動する。

第 70 規則 国際調査報告

特許協力条約に基づく国際調査報告及びその公開は、条約第15条(3)及び(4)に規定するユーラシア出願の調査報告及びその公開に代わる。第71規則(1)の要件を満たした国際出願に関する国際調査報告についての上記公開の通知は、ユーラシア特許庁公報において公開する。

第 71 規則 指定官庁又は選択官庁としてのユーラシア特許庁による国際出願の審査

(1) ユーラシア特許を受ける目的で締約国を指定する国際出願に関し、出願人は、特許協力

条約第 2 条(xi)に定める優先日から 31 月が満了する前に、ユーラシア特許庁に次のものを提出しなければならない。

－ 特許協力条約第 20 条に規定する国際出願の送付が未だ行われていない場合、適正な受理官庁により認証された国際出願の写し

－ 条約第 15 条(2)に規定する単一手続手数料の納付を証明する書類

－ 上記出願がロシア語以外の言語で提出された場合、国際出願のロシア語による翻訳文

－ 第 46 規則に規定する実体審査の実施に係る請求書

(2) 指定官庁又は選択官庁としてのユーラシア特許庁は、(1)に規定する期間が満了するまでは、国際出願の審査を開始してはならない。ただし、(3)に定める期間に従うことを条件として、出願人が(1)に掲げる書類及び審査の早期開始に関する特別の請求書をユーラシア特許庁に提出した場合を除く。

特別の請求書が提出され、かつ、出願人が(1)第 2 段落に従って関係官庁により適正に認証された国際出願の写しを提出しない場合は、ユーラシア特許庁は、(1)に言及する他のすべての必要な書類が提出されたことを条件として、特許協力条約に基づく規則の第 47.1 規則(b)に規定するとおりに、当該国際出願の審査をその送付の日から開始する。

(3) (1)に定める単一手続手数料の納付に関する書類の提出期間は、所定の追加手数料の納付を条件として、2 月延長することができる。

(1)に定める国際出願のロシア語による翻訳文の提出期間は、第 21 規則(6)に従って延長することができる。

実体審査の実施に係る請求書の提出期間は、第 46 規則(1)第 2 段落に規定する所定の追加手数料の納付を条件として、(1)に言及するこの期間が満了する日から、又は、第 46 規則(1)第 1 段落に言及する期間が満了した後に特別の請求書が提出された場合はこの請求書の提出の日から、2 月延長することができる。

(4) 国際出願のロシア語による翻訳文は、最初に提出された様式での、又は特許協力条約第 19 条及び／又は第 34 条(2)(b)に従って補正を施した明細書、クレーム、図面に係る本文及び要約の翻訳文を含むものとする。

ユーラシア特許庁は、特許協力条約第 34 条(2)(b)に従って国際出願資料に行われた補正の翻訳文を公開する。ただし、これらの変更が最初に提出された国際出願の開示を超えると国際予備審査機関が認めた場合はこの限りでない。

(5) 出願人は、ユーラシア特許庁による審査の最初の 2 月間、第 49 規則(2)第 2 段落に規定する所定の追加手数料を納付せずに、第 49 規則(2)第 1 段落に基づいて国際出願を補正し、訂正することができる。これらの補正及び訂正は、(4)に言及する書類とは別個に提出するものとする。

(6) 第 41 規則(2)に従うことを条件として、国際出願の方式についてのユーラシア特許庁による審査は、国際調査報告及び、該当する場合、国際予備審査報告が国際出願資料に含まれていることを条件として開始する。当該書類が含まれていない場合は、ユーラシア特許庁はその旨を出願人に通知する。

(7) ユーラシア特許庁は、国際出願に係る権利の回復を求める出願人の請求により、特許協力条約第 24 条(2)に従って、出願の有効性を維持することができる。ただし、上記請求において出願人が挙げた理由が納得できるものであるとユーラシア特許庁が認めた場合に限る。国際出願に係る権利の回復を求める請求は、これとともに所定の手数を納付しなければならない

らない。

(8) 出願人が本条規則の要件を満たさない場合は、国際出願は、条約の適用上、取り下げられたものとみなす。

第 V 章 雑規定

第 72 規則 情報提供業務

条約第 25 条に従うこと及び秘密保持の原則の遵守を条件として、ユーラシア特許庁及び国内官庁は、請求されたときは、ユーラシア出願及び国内出願、それらの出願の処理状況及びそれらに付与された特許に関する情報を交換する。

第 73 規則 法的相互援助

ユーラシア特許庁、国内官庁及び、締約国のその他の所管官庁であって工業所有権を保護する目的で権限を与えられたものは、ユーラシア出願及びユーラシア特許に関するあらゆる事項について法的相互援助を行う。

法的援助、特に情報の交換、ユーラシア出願のファイル及びユーラシア特許のファイルの閲覧、証拠の調査及びその他必要な手続行為は、第 61 規則(4)に記載するものを除き、同規則に規定された制限を受けないものとする。

第 VI 章 最終規定

第 74 規則 手続行為に関する書類の様式

書類の様式並びに条約及び規則に規定した手続上の請求，決定，通知，登録及び他の行為に使用される印刷した様式は，ユーラシア特許庁長官が定める。

第 75 規則 本規則の施行

本規則は，条約第 3 条 (3) (vii) に従い管理評議会が採択した日に施行し，すべての締約国の領域において適用される。